第２次

かほく市地域福祉計画

おたがいさまの心でつなぎ

みんなで支えあうまち　かほく

かほく市

は じ め に

近年、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行などにより、家族形態の変化や、地域住民のつながりが希薄化するなど、地域社会において福祉力の脆弱化が進み、国全体の経済・社会の存続の危機が叫ばれるようになってきており、本市におきましても様々な福祉課題や、制度の狭間で解決が困難な問題などが増えてきています。

このような状況のもとで、誰もが住みなれた地域で、安心して暮らせるまちづくりを推進していくためには、国が示している、誰もが役割を持ち活躍できる社会である「地域共生社会」を実現していくことが重要であり、本市におきましても、住民の身近な圏域で、主体的に地域課題を解決できる体制づくりを構築していくことが求められています。

本市では、平成２４年３月に「第１次かほく市地域福祉計画」を策定し、様々な福祉施策に取り組んで参りましたが、この計画期間が平成２９年度で終了いたしますことから、第１次計画の基本理念「おたがいさまの心でつなぎ、みんなで支えあうまち かほく」を継承し、新たに、平成３０年度から平成３５年度までの６年間を計画期間とする「第２次かほく市地域福祉計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、地域の市民一人ひとりが主体となり、行政や社会福祉協議会や様々な機関などと協働し、関連する個別の計画とも十分に整合を図りながら、地域福祉を推進して参りたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきましたかほく市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様や、関係団体・機関の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

平成３０年３月

かほく市長　　油野　和一郎

【目 次】

第１章 地域福祉計画の目的と位置づけ

１．計画策定の趣旨と背景 １

２．地域福祉計画とは ２

３．計画の期間 ３

４．計画の位置づけ ４

第２章 かほく市の現状と課題

１．人口の推移と人口構成 ５

２．高齢者の状況 ８

３．障がいのある方の状況 １０

４．現状と課題 １８

第３章 地域福祉計画の基本構想

１．計画の基本理念 １９

２．計画の基本目標 ２０

３．計画の体系図 ２１

４．基本目標１　健康な生活を送ろう ２２

５．基本目標２　地域と「つながろう」　地域で「参加しよう」 ２４

６．基本目標３　やさしい心を育む福祉教育（学び）を推進しよう ２６

７．基本目標４　みんなで「支えあおう」「助けあおう」 ２９

８．基本目標５　安心して暮らせるまち・住まいを確保しよう ３４

９．基本目標６　相談しやすい環境をつくろう ３８

１０．基本目標７　福祉サービス・体制を充実させよう ４４

第４章 施策の推進と方向性

１．計画の推進体制 ４８

２．計画の進行管理 ４９

資料編

１．地域福祉計画策定委員会設置要綱 ５０

２．地域福祉計画策定委員 ５２

３．「地域福祉計画」策定のためのアンケート調査 ５３

４．用語説明 ６６

第１章 地域福祉計画の目的と位置づけ

１．計画策定の趣旨と背景

近年の「少子高齢化」「人口減少社会」などの進行により、家族機能の変化や、地域住民のつながりが希薄化するなど、わが国における地域の福祉力の脆弱化が進み、国全体の経済・社会の存続の危機が叫ばれるようになってきています。

このような状況に対し、高齢者や障がい者など要配慮者の緊急時の対応も求められています。それに加え、近年「複合問題」「生活困窮者」「８０５０」「ごみ屋敷」などの様々な課題や、制度の狭間で解決が困難な問題なども増えてきています。安心して暮らせる地域社会を作り上げていくには、行政による福祉サービスの充実と地域住民等による相互の助け合い、支えあいの推進を両輪として、地域福祉の向上に取り組むことが求められています。

関連して、「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」を実現することが国として方向付けされており、「支え手」「受け手」側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる社会を作ることが大切であり、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制作りや、包括的な支援体制の整備（専門職による多職種連携や、地域住民等と協働する地域連携）が必要です。

本市では、平成２４年３月に第１次地域福祉計画（平成２４年度～平成２９年度）を策定し、地域福祉の向上に取り組んできました。今回、前述した社会背景に加え、社会福祉法の改正（平成３０年４月施行）に基づき、「市町村における包括的な支援体制の構築」「地域福祉計画の策定の努力義務化」が明記されたことや、かほく市総合計画の基本構想をふまえて、「おたがいさまの心でつなぎみんなで支えあうまち かほく」を目指し、地域福祉にかかる事項の指針、方向性を示し、福祉のまちづくりの実現を目指して第２次計画を策定します。

住民参加の地域づくりに関する講演会の様子

２．地域福祉計画とは

「社会福祉法第１０７条」の規定に基づき、住民の最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」「障がい者」「児童」などの対象ごとに策定されてきました。「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、市民と共に、地域で支援を要するさまざまな人（高齢者、障がい者、子育て家庭をはじめとした日常生活で何らかの支援を要する人）の生活を支えていくための計画です。

※参考　「地域福祉活動計画」との違い

市町村社会福祉協議会は、「社会福祉法第１０９条」の規定に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。「市町村地域福祉計画」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進のために社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画と位置づけられています。

⇒地域福祉を進めるための理念や仕組みを作る計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための具体的な取組みが「地域福祉活動計画」です。

※参考　地域福祉計画作成にあたっての国の動向

■「生活困窮者自立支援法」の施行（平成２７年４月１日施行）

平成２７年４月に、生活保護に至る前の段階である「生活困窮者」に対して、早期自立を支援していくための法律である、「生活困窮者自立支援法」が施行され、かほく市でも相談窓口を設け対応しています。制度施行により、これまで、行政の相談窓口機能が分散していたものが「ワンストップ型」となり、生活全般にわたる包括的な支援を提供できるようになりました。

支援の実施に合わせ、国からの通知により「生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項」、「生活困窮者の把握等に関する事項」、「生活困窮者の自立支援に関する事項」を地域福祉計画に盛り込むこととされました

■社会福祉法の改正（平成３０年４月１日）

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）の中で、市町村による福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化が明記されました。

３．計画の期間

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と「障がい福祉計画」などと整合を図るために、平成３０年度から平成３５年度までの６年間とします。

第１次かほく市地域福祉計画期間　平成２４年度から平成２９年度

（年度）

平成 23	24	25	26	27	28	29	30
	第１次かほく市地域福祉計画期間						

改定

第２次かほく市地域福祉計画期間　平成３０年度から平成３５年度

（年度）

平成 29	30	31	32	33	34	35	36
	第２次かほく市地域福祉計画期間						

４．　計画の位置づけ

第２次かほく市地域福祉計画は、上位計画である「第２次かほく市総合計画」に掲げられている「海とみどりに抱かれた、にぎわいあふれるまち～人が集い、人を育み、そして発展を続けるまち～」を基本理念に、福祉分野では「安全・安心～人を守り、安心して暮らせるまちづくり～」を方向性として、第１次計画（平成２４年度～平成２９年度）を整理した上で、第２次計画（平成３０年度～平成３５年度）を策定します。

また、個別・分野別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」の「上位計画」として位置づけられ、「健康づくり計画（健康プラン２１）」「食育推進計画」などの健康分野の各計画とも調和を図り、策定します。

加えて、改正社会福祉法により、「市町村による福祉分野の共通事項」を記載し、「包括的な支援体制の整備に関する事項」を盛り込むよう明示されました。

第２章 かほく市の現状と課題

１． 人口の推移と人口構成

（１）人口・世帯数の推移

本市の平成２９年３月末現在の人口は３５，０４６人、世帯数は１２，５８９世帯で、近年の動向をみると、人口は３５，０００人程度を維持、世帯数は緩やかな増加傾向にあります。

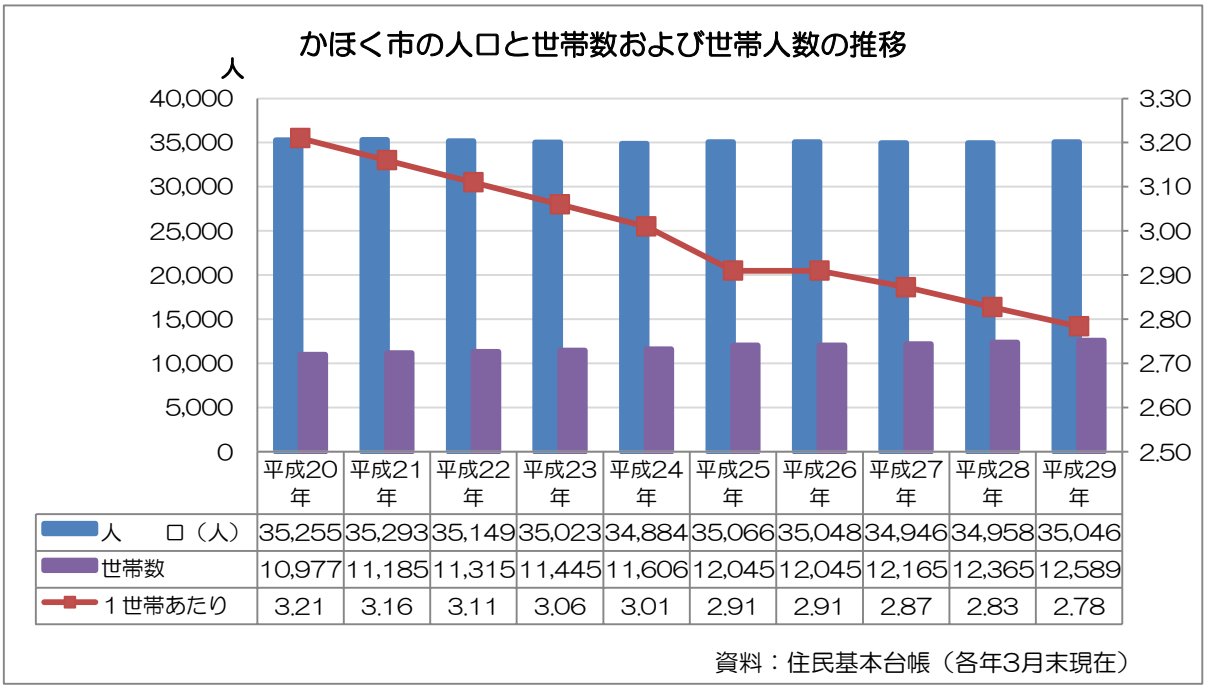

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人　口（人）	35,255	35,293	35,149	35,023	34,884	35,066	35,048	34,946	34,958	35,046
世帯数	10,977	11,185	11,315	11,445	11,606	12,045	12,045	12,165	12,365	12,589
１世帯あたり	3.21	3.16	3.11	3.06	3.01	2.91	2.91	2.87	2.83	2.78

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

少子高齢化で生産年齢人口が減少しています。

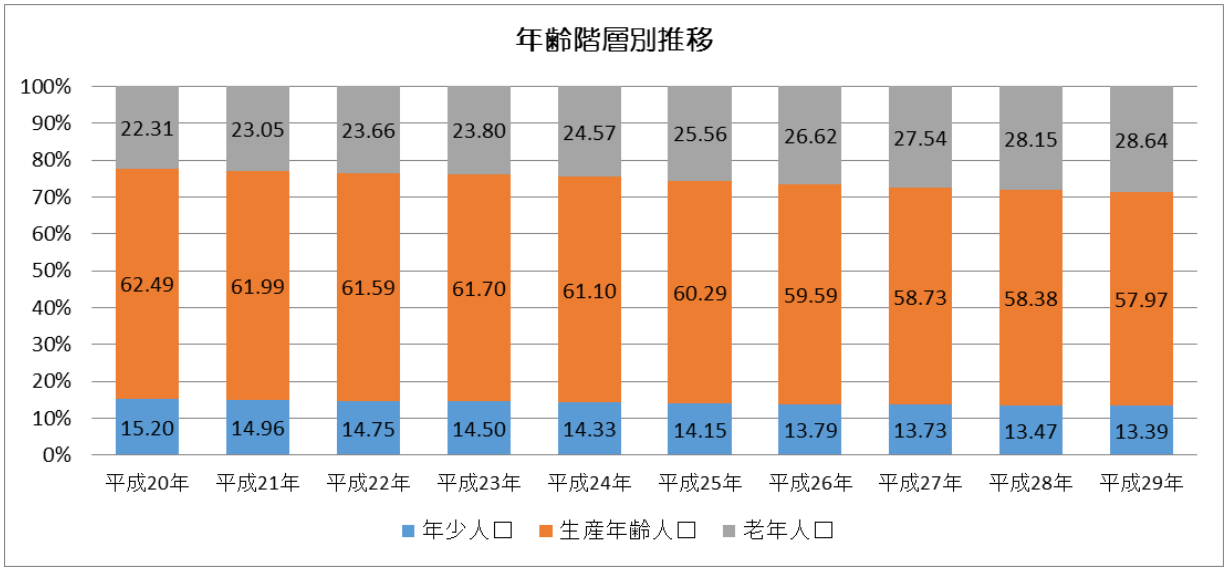

注：年少人口とは 0～14 歳、生産年齢人口は 15～64 歳、老年人口は 65 歳以上の割合

（２）出生率・出生数の推移

本市における平成２９年３月末日現在の児童人口（１８歳未満の人口）は５，８３９人で、前年度より５１人の減少となっており、微減傾向にあります。ただし、ここ数年は未就学児は微増傾向にあります。

単位：人

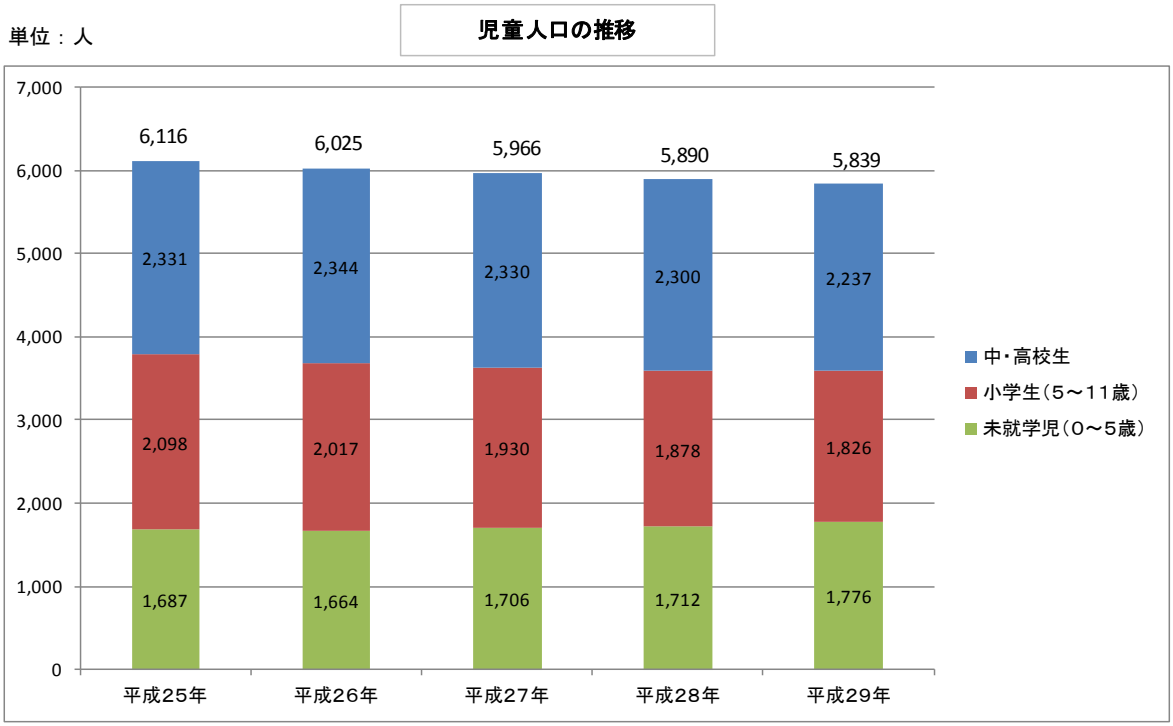

■ 児童人口の推移　（人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0歳	281	251	263	254	270
1歳	288	290	260	280	281
2歳	268	298	312	272	295
3歳	284	271	306	318	282
4歳	264	290	273	314	324
5歳	302	264	292	274	324
未就学児計	**1,687**	**1,664**	**1,706**	**1,712**	**1,776**
6歳	318	308	270	299	282
7歳	325	319	308	271	303
8歳	349	321	319	309	278
9歳	353	351	323	323	313
10歳	363	354	354	322	324
11歳	390	364	356	354	326
小学生計	**2,098**	**2,017**	**1,930**	**1,878**	**1,826**
12歳	398	389	372	358	357
13歳	364	399	391	372	360
14歳	414	363	400	389	372
15歳	385	420	361	403	388
16歳	389	386	421	358	401
17歳	381	387	385	420	359
中・高校生計	**2,331**	**2,344**	**2,330**	**2,300**	**2,237**
児童人口合計	**6,116**	**6,025**	**5,966**	**5,890**	**5,839**

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

（３）高齢化率の推移

本市における平成２９年３月末日現在の高齢化率（６５歳以上が総人口に占める割合）は２８．８６％（高齢者数：１０，０３５人）で、前年度より０．５２%の増加となっており、年々増加傾向にあります。

高齢化率の推移

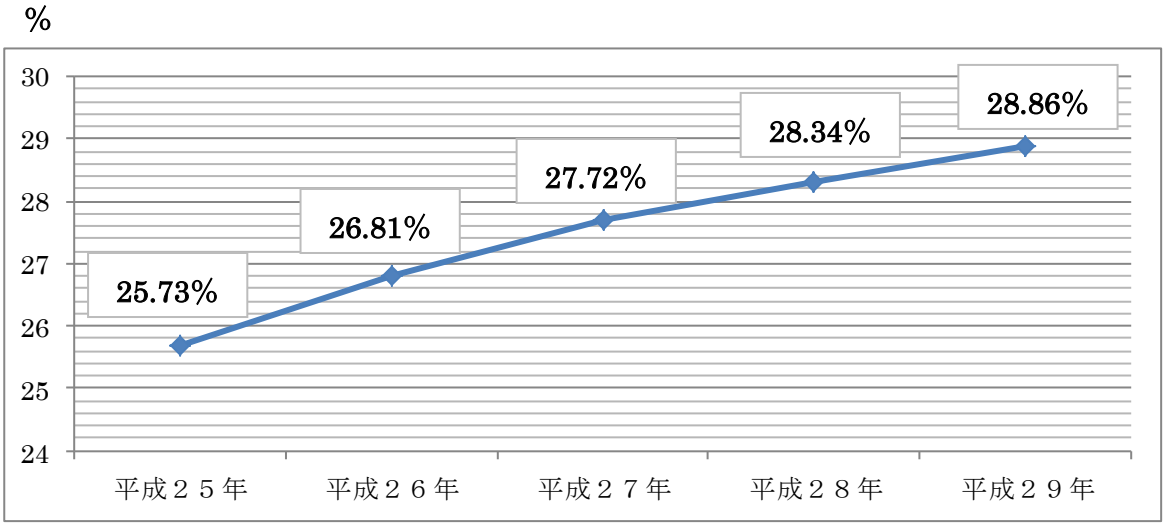

年	男　性			女　性			全体		
	総数	65歳以上	割合	総数	65歳以上	割合	総数	65歳以上	割合
平成25年3月末	16,777	3,809	22.70%	18,042	5,151	28.55%	34,819	8,960	25.73%
平成26年3月末	16,767	4,004	23.88%	18,016	5,323	29.55%	34,783	9,327	26.81%
平成27年3月末	16,726	4,141	24.76%	17,978	5,478	30.47%	34,704	9,619	27.72%
平成28年3月末	16,744	4,247	25.36%	17,960	5,588	31.11%	34,704	9,835	28.34%
平成29年3月末	16,780	4,344	25.89%	17,996	5,691	31.62%	34,776	10,035	28.86%

資料：住民基本台帳（各年３月末現在）

２．高齢者の状況

（１）ひとり暮らし高齢者の状況・高齢者夫婦のみ世帯の状況

本市の平成２９年３月末日現在の６５歳以上のひとり暮らし高齢者は１，４２７人で、６５歳以上人口の１４．２%を占め、高齢者数、割合とともに年々上昇しています。ひとり暮らし高齢者の内訳をみると、男性４０４人、女性１，０２３人で女性が男性の２倍以上を占め圧倒的に多くなっています。

高齢者夫婦のみ世帯数は１，４９９世帯で、総世帯数の１１．９%を占め、高齢者夫婦のみ世帯数及び総世帯数に占める割合も年々上昇しています。

〔単位：世帯数〕

高齢者の世帯状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総世帯数	11,185	11,314	11,445	11,606	11,842	12,045	12,165	12,365	12,589
65歳以上がいる世帯	5,637	5,761	5,813	5,933	6,127	6,336	6,490	6,591	6,696
高齢単身世帯	885	946	1,004	1,057	1,124	1,178	1,265	1,352	1,427
男	213	230	252	268	282	299	333	374	404
女	672	716	752	789	842	879	932	978	1,023
高齢夫婦世帯（いずれかが65歳以上の夫婦）	1,083	1,413	1,180	1,235	1,309	1,430	1,500	1,568	1,641
高齢夫婦世帯（いずれも65歳以上の夫婦）	845	914	912	973	1,051	1,135	1,324	1,406	1,499
その他同居世帯	3,669	3,402	3,629	3,641	3,694	3,728	3,725	3,671	3,628
64歳以下のみの世帯	5,548	5,553	5,632	5,673	5,715	5,709	5,675	5,774	5,893

資料：住民基本台帳（平成 29 年３月末現在）

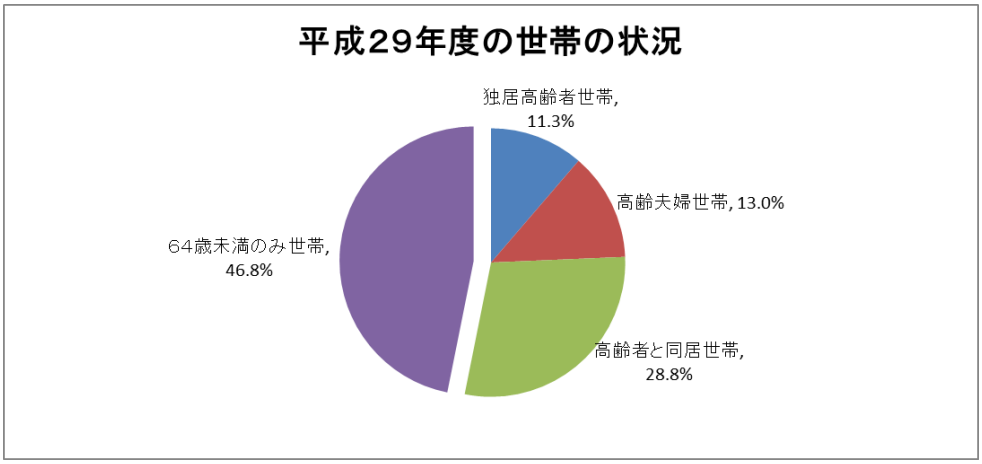

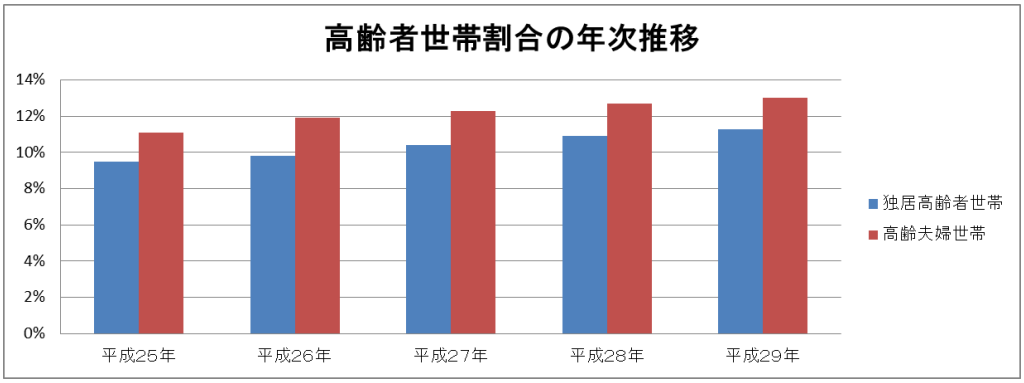

（２）要介護認定者数の状況

本市の平成２９年９月末日現在の要介護認定者数は１，６７７人で、前年度より１２人増加しており、微増傾向にあります。

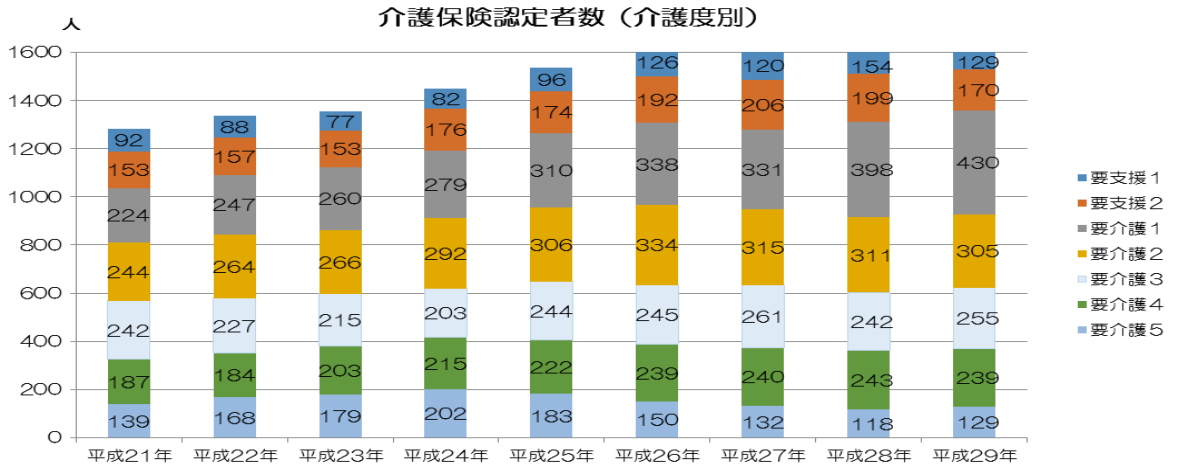

〔単位：人〕

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
平成21年	92	153	224	244	242	187	139	1,281
平成22年	88	157	247	264	227	184	168	1,335
平成23年	77	153	260	266	215	203	179	1,353
平成24年	82	176	279	292	203	215	202	1,449
平成25年	96	174	310	306	244	222	183	1,535
平成26年	126	192	338	334	245	239	150	1,624
平成27年	120	206	331	315	261	240	132	1,605
平成28年	154	199	398	311	242	243	118	1,665
平成29年	149	170	430	305	255	239	129	1,677

※第１号保険者と第２号保険者の合計　　資料：長寿介護課(各年9月30日)

３．障がいのある方の状況

（１）身体障がい児者の状況

①障がい者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳は、視覚、聴覚又は平衡機能、音声又は言語機能、肢体不自由、内部に一定以上の永続する障がいを有する方に、身体障がいであることを証するものとして知事から交付されるものです。障がいの程度は重い方から順に１級から６級まであります。

障がいのある方の推移を手帳所持者数でみると、近年の伸びは平成２６年からは減少傾向にあります。６５歳以上の取得が増加傾向にあります。

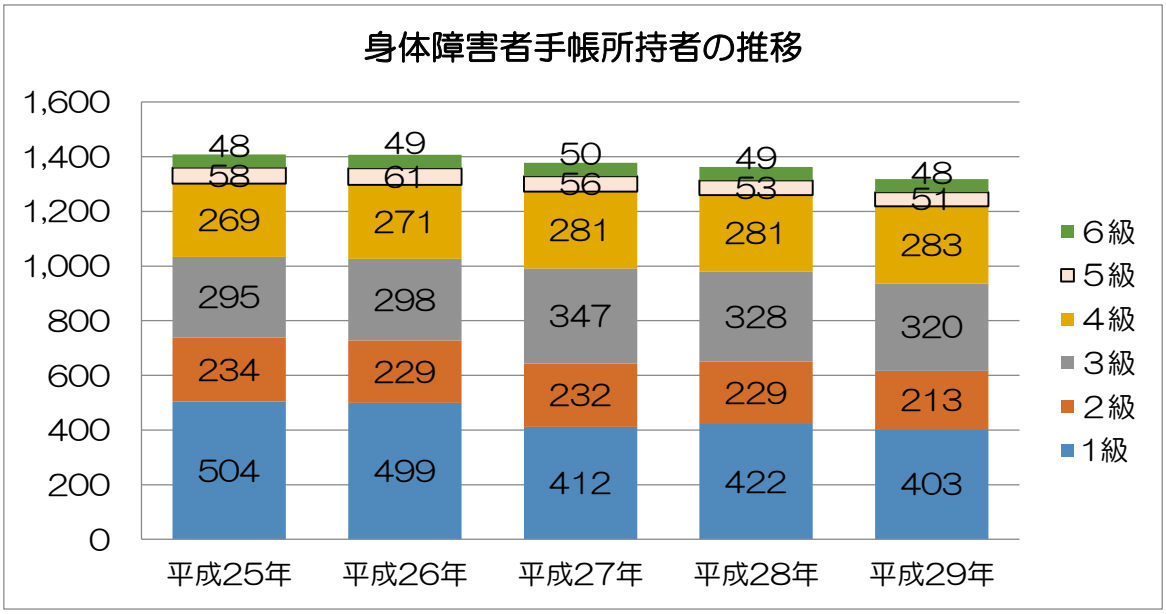

＊資料：健康福祉課（各年４月１日）　〔単位：人〕

障がい種別の手帳所持者数の推移　　＊資料：健康福祉課（各年４月１日）　〔単位：人〕

障がい別	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚	77	77	74	70	70
聴覚・平衡	102	98	97	94	95
肢体不自由	738	749	738	722	697
内部	482	474	462	468	478
音声言語	9	9	7	7	6
合計	1,408	1,407	1,378	1,361	1,346

再掲

18 歳未満	30	30	27	28	29
〔18 歳未満の割合〕	2.1%	2.1%	2.0%	2.1%	2.2%
65 歳以上	1,014	1,029	1,024	1,027	1,024
〔65 歳以上の割合〕	72.0%	73.1%	74.3%	75.5%	76.1%

（２）知的障がい児者の状況

①　療育手帳所持者数の推移

療育手帳は、知的機能の障がいがおおむね 18 歳までに現れた方に対して、一貫した相談や指導を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするために、知事より交付されるものです。手帳は「Ａ１」が最重度、「Ａ２」が重度、「Ｂ１」が中度、「Ｂ２」が軽度と４段階に分類されます。

平成２９年の手帳所持者は２６１人で、微増傾向となっています。

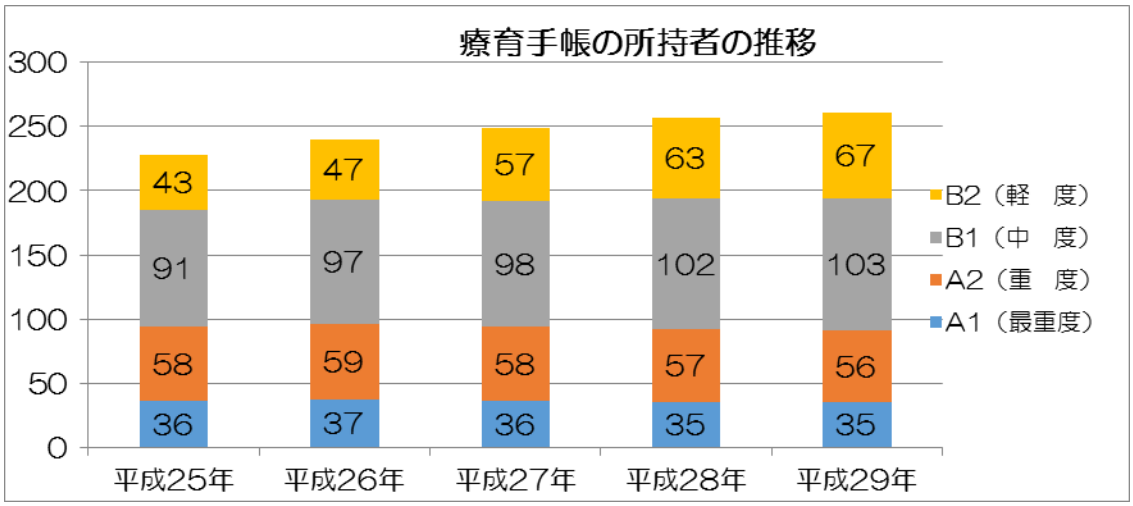

＊資料：健康福祉課（各年４月１日）　〔単位：人〕

■年齢別の療育手帳所持者数　　＊資料：健康福祉課（各年４月１日）　〔単位：人〕

年齢別	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
10 歳以下	20	19	19	27	25
11～19 歳	46	52	56	58	48
20～29 歳	33	39	34	36	46
30～39 歳	37	37	45	41	40
40～49 歳	40	38	39	41	48
50～59 歳	19	20	19	19	21
60～64 歳	15	15	15	13	10
65 歳以上	18	20	22	22	23
合計	228	240	249	257	261

再掲

18 歳未満	57	63	58	66	59
［18 歳未満の割合］	25.0%	26.3%	23.3%	25.7%	22.6%
65 歳以上	18	20	22	22	23
［65 歳以上の割合］	7.9%	8.3%	8.8%	8.6%	8.8%

（３）精神障がい児者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された方に知事が手帳を交付し、その方々に種々のサービスを提供することにより、自立と社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的とするものです。手帳は「１級」が単独での日常生活が困難な状態、「２級」が日常生活に著しい制限を受ける状態、「３級」が日常生活、社会生活に制限を受ける状態に分類されます。

かほく市の平成２９年の手帳所持者は２２８人で、毎年、増加傾向にあります。

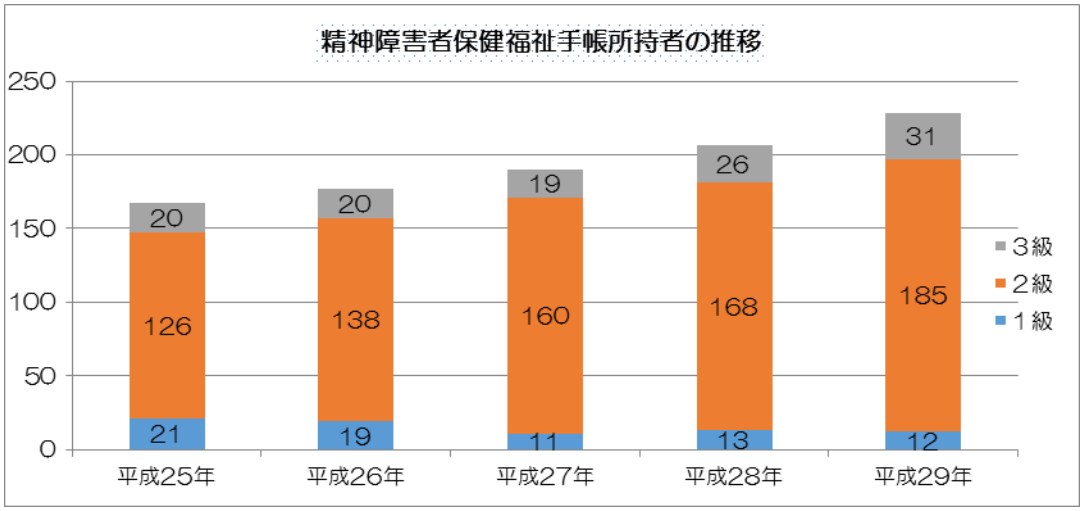

＊資料：健康福祉課（各年４月１日）　〔単位：人〕

■年齢別の精神保健福祉手帳所持者数　　＊資料：健康福祉課（各年４月１日）　〔単位：人〕

年齢別	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
20 歳未満	0	0	0	2	3
20～29 歳	11	14	16	19	21
30～39 歳	39	31	40	37	36
40～49 歳	43	48	51	61	70
50～59 歳	39	38	37	39	48
60～64 歳	11	16	21	23	23
65 歳以上	24	30	25	26	27
合　　計	167	177	190	207	228

再掲

18 歳未満	0	0	0	1	2
［18 歳未満の割合］	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.9%
65 歳以上	24	30	25	26	27
［65 歳以上の割合］	14.4%	16.9%	13.2%	12.6%	11.8%

②自立支援医療受給者の推移（精神障がい者通院医療を一部助成する制度）

精神保健福祉法第５条に規定する精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状の方に医療費の助成を行うものです。ここ数年は増加傾向にあります。

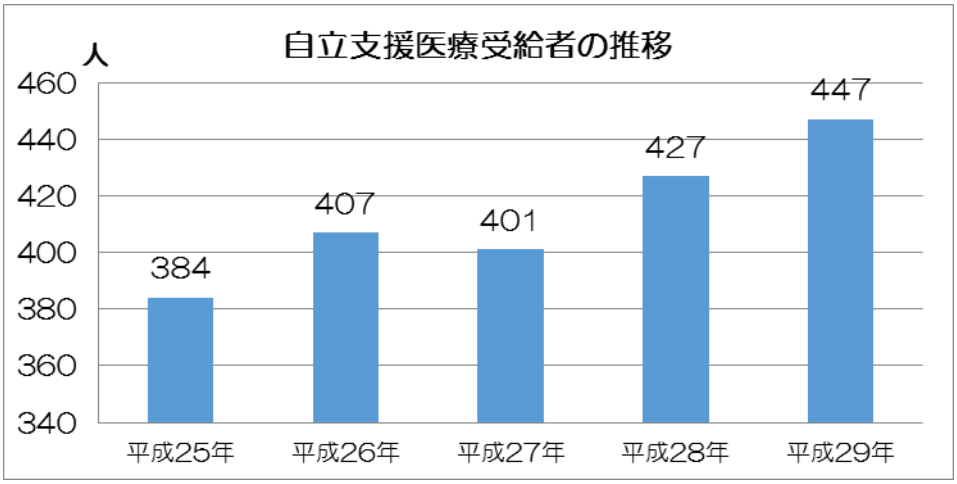

自立支援医療受給者数　　〔単位：人〕

平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
384	407	401	427	447

＊資料：健康福祉課（各年４月１日）

（４）障がい者手帳取得者の地域別、年齢別の状況

身体障害者手帳所持者は６５歳以上に多く、七塚地区が若干多い傾向があります。

〔単位：人〕

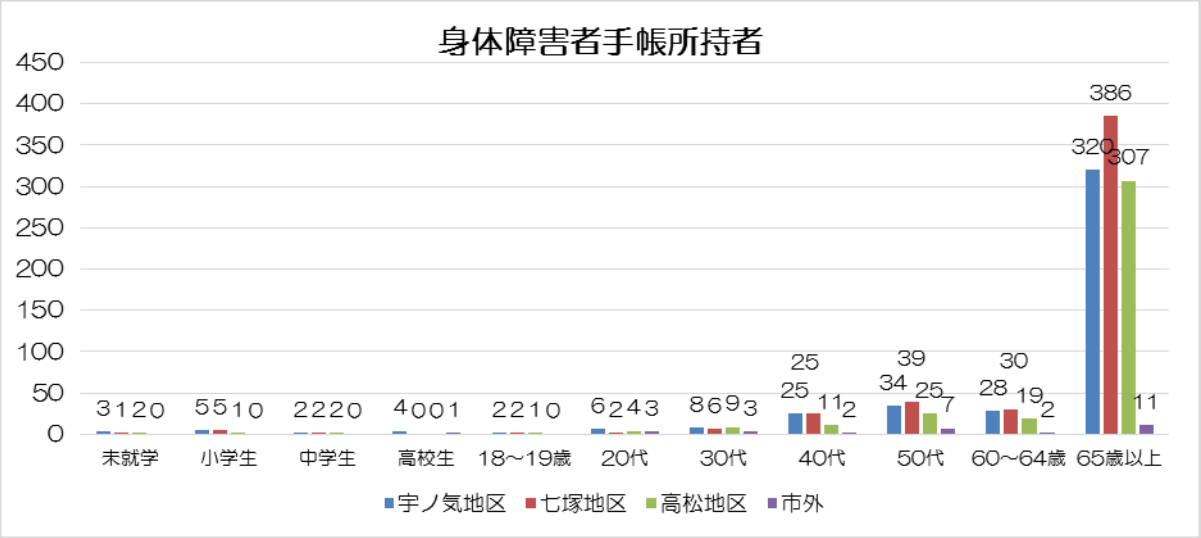

＊

資料：健康福祉課（各年４月１日）　〔単位：人〕

療育手帳所持者は、３０歳以上になると市外在住の方が増えています。

〔単位：人〕

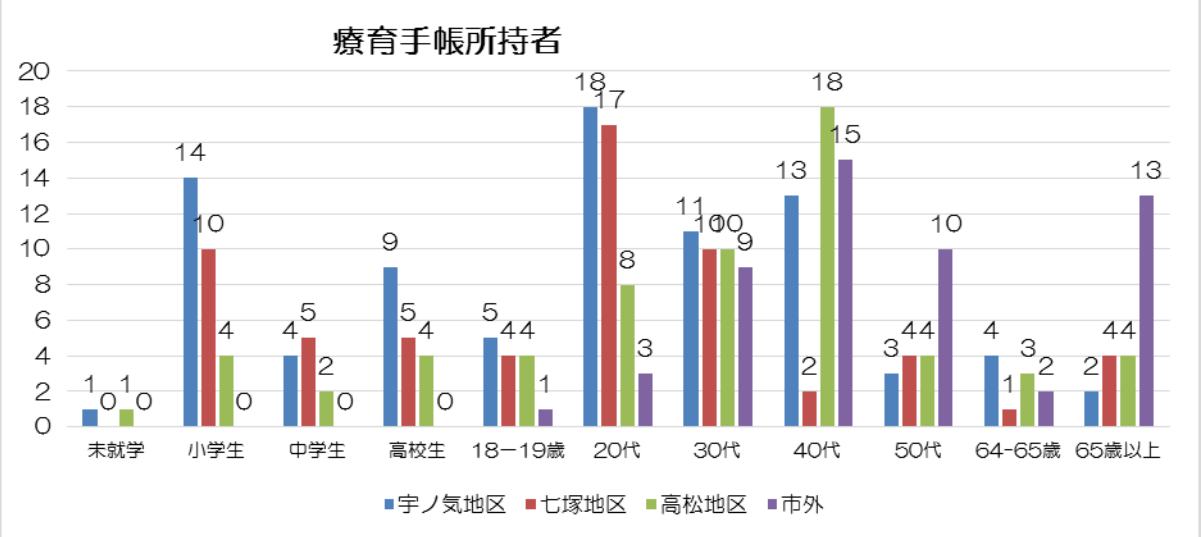

＊資料：健康福祉課（各年４月１日）　〔単位：人〕

精神障害者保健福祉手帳所持者は、高松地区に多い傾向がみられます。

〔単位：人〕

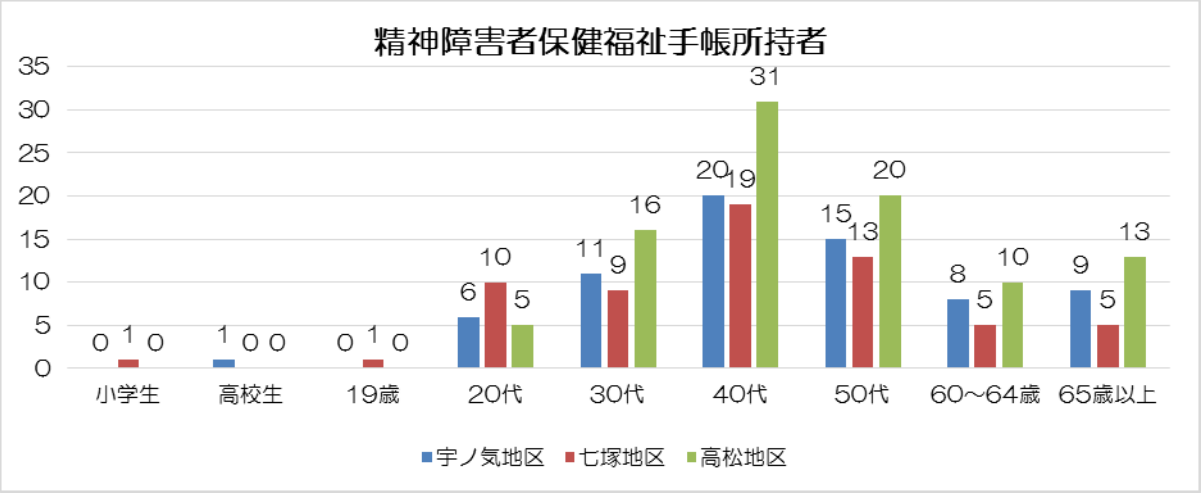

＊資料：健康福祉課（各年４月１日）　〔単位：人〕

４．現状と課題

本市の人口はおおむね横ばい傾向にありますが、今後「超高齢社会」の中でますます少子・高齢化が伸展、生産年齢人口が減少することが見込まれています。

一方、世帯数は緩やかな増加傾向にあり、単独世帯や核家族が増加していることから、家庭内の支えあい機能の低下が懸念されます。

子育て中の家庭においては、核家族化により家庭内の子育ての負担が増加していることが考えられ、地域全体で支え、子育てがしやすい環境づくりが求められます。

また、高齢者数及び要介護（要支援）認定者数、高齢者世帯、高齢者単独世帯も年々増加していることから、老老介護、地域の中での孤立など様々な課題が地域で発生することが想定されます。そのため、地域で高齢者を見守り、支えあえる体制を構築するとともに、高齢者が地域でその人らしい生活を送ることができるための環境づくりが必要です。

障がいのある方は、特に精神障がい手帳・自立支援医療受給者増加傾向にありますが、地域の中で様々な課題を抱えながら生活していることから、地域住民の理解、相互交流や支えあいが大切となります。

そのような中で、「生活困窮者自立支援法」の施行や、社会福祉法の改正といった国の動向もふまえながら、「地域共生社会」を実現していくことが必要です。

住民参加の地域座談会の様子（外日角小校区）

第３章　地域福祉計画の基本構想

１．計画の基本理念

かほく市総合計画では、『海とみどりに抱かれた、にぎわいあふれるまち～人が集い、人を育み、そして発展を続けるまち～』を基本理念とし、理念の具現化に向けて、今後市が目指すべき方向として、健康福祉の分野では、次の基本方針を示しています。

「安全・安心　～人を守り安心して暮らせるまちづくり～　」

かほく市地域福祉計画では、この基本方針を継承・達成するために、地域住民が本来　まもり・はぐくみ・つたえてきた「きずな・おもいやり・やさしさ」＝『支えあい』をキーワードとして、生活の中で直面する「ちょっとした困りごと」や、そのために生活に生じる不便を、お隣さん同士が、お互いの思いや願いに気づきあい、毎日の生活を支えあえる地域づくりを目指して、基本理念を次のように定めます。

「おたがいさまの心でつなぎ、みんなで支えあうまち　かほく」

住民参加の地域座談会の様子（金津小校区）

２．計画の基本目標

「基本理念」の実現をめざし、地域福祉の推進について方向性を示すため、次の７つの「基本目標」を定めます。

基本目標１　健康な生活を送ろう

まずは、各家庭で市民一人一人が自ら健康を考え、自己管理をしていきましょう

基本目標２　　地域と「つながろう」　地域で「参加しよう」

地域の交流が活発となり、お互いに助けあう・支えあう関係づくりのきっかけになるように、身近な地域で気軽に参加しやすい活動・集いの場に参加し、いろいろな人とつながりましょう

基本目標３　　やさしい心を育む福祉教育（学び）を推進しよう

子どもから高齢者まで、地域に暮らすすべての市民が、健康や福祉についての理解を深めるため、学習機会や体験活動などの取り組みを進めましょう

基本目標４　　みんなで「支えあおう」「助けあおう」

身近な地域で住民がみんなで支え合い、地域住民の生きがいにつながる地域づくりを推進しましょう

基本目標５　　安心して暮らせるまち・住まいを確保しよう

地域でのつながりをもちながら、安心して暮らし住むことができる地域となるよう環境を整えていきましょう

基本目標６　　相談しやすい環境をつくろう

身近な地域だけで解決できない課題について、専門機関を中心とした総合的・包括的な相談環境を整えましょう

基本目標７　福祉サービス・体制を充実させよう

地域福祉の推進に必要な福祉サービスの充実をはかり、地域・行政・様々な関係機関が協働する、地域全体での支援体制を充実させましょう

３．計画の体系図

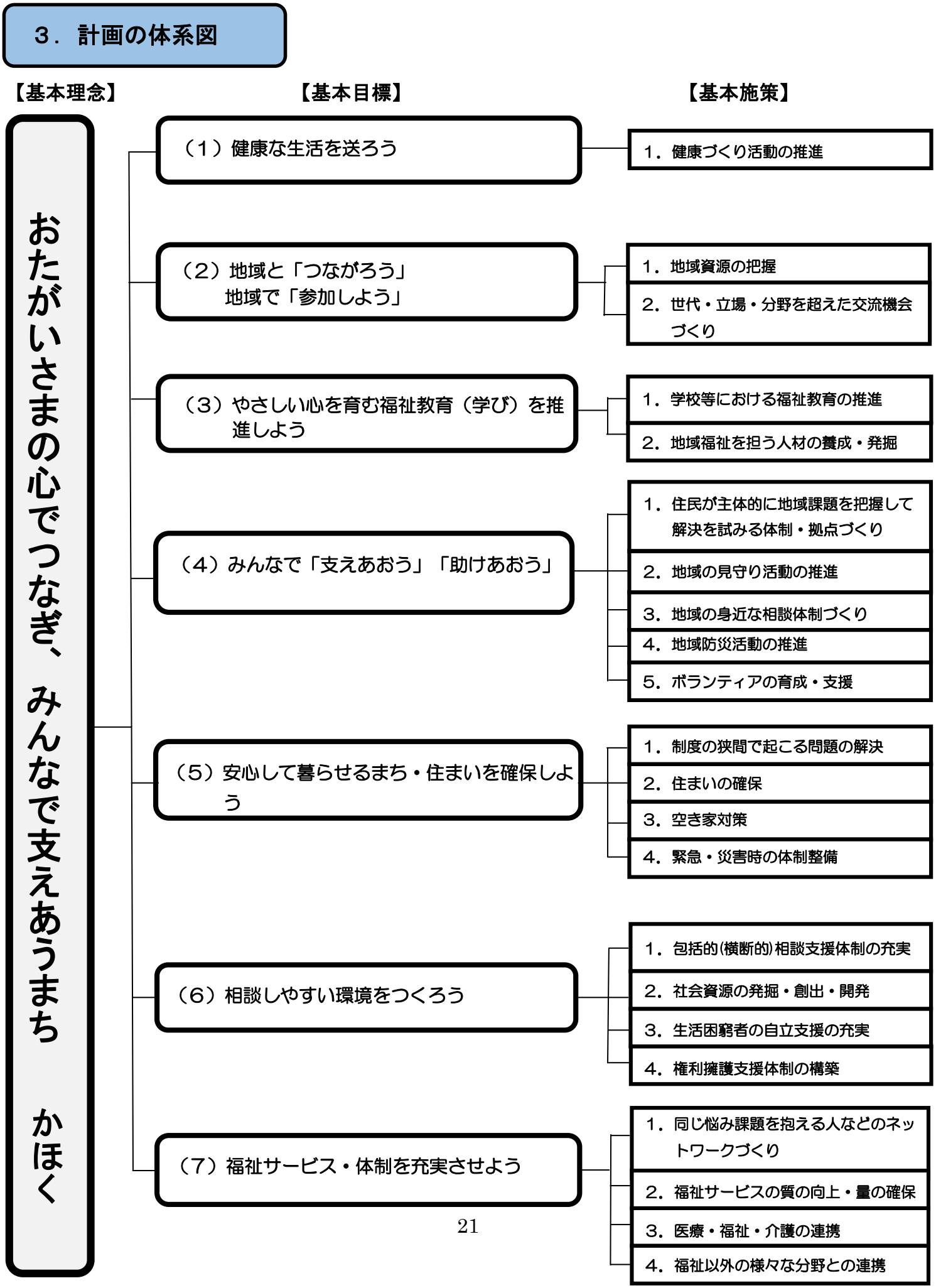
【基本理念】
【基本目標】
【基本施策】
おたがいさまの心でつなぎ、みんなで支えあうまち　かほく
（１）健康な生活を送ろう
１．健康づくり活動の推進
（２）地域と「つながろう」
地域で「参加しよう」
１．地域資源の把握
２．世代・立場・分野を超えた交流機会づくり
（３）やさしい心を育む福祉教育（学び）を推進しよう
１．学校等における福祉教育の推進
２．地域福祉を担う人材の養成・発掘
（４）みんなで「支えあおう」「助けあおう」
１．住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制・拠点づくり
２．地域の見守り活動の推進
３．地域の身近な相談体制づくり
４．地域防災活動の推進
５．ボランティアの育成・支援
（５）安心して暮らせるまち・住まいを確保しよう
１．制度の狭間で起こる問題の解決
２．住まいの確保
３．空き家対策
４．緊急・災害時の体制整備
（６）相談しやすい環境をつくろう
１．包括的(横断的)相談支援体制の充実
２．社会資源の発掘・創出・開発
３．生活困窮者の自立支援の充実
４．権利擁護支援体制の構築
（７）福祉サービス・体制を充実させよう
１．同じ悩み課題を抱える人などのネットワークづくり
２．福祉サービスの質の向上・量の確保
３．医療・福祉・介護の連携
４．福祉以外の様々な分野との連携

４．基本目標１

「健康な生活を送ろう」

１－１．健康づくり活動の推進

現状と課題

かほく市総合計画基本構想の将来像では「みんなが健康に暮らせるまちづくり」を示しており、市民一人ひとりが自ら健康を考え、自己管理ができるように地域ぐるみで支えることを目指しています。

本市では、食生活の偏りや、運動習慣・喫煙などの、健康を害する心配のある生活習慣の方がみられる一方で、食生活改善に向けた活動への参加者に高齢化がみられます。

健康寿命については、石川県は全国と比べて高く、平均寿命と健康寿命の差を見ると、男女とも全国より短くなっています。

地域福祉計画の基本理念である「おたがいさまの心でつなぎ、みんなで支えあうまち」を実現するためには、個人の健康寿命を更に延伸することが重要であり、今後も健康づくりに関する意識の向上を図るとともに、食生活や生活習慣の改善に向けた取組みを推進する必要があります。

（参考）アンケートからの声

・あなたは、日常生活で日頃不安と思っていることは？

⇒「自分や家族の健康に関すること」２４％

・これからのかほく市にとって特に重要な福祉課題

⇒「健康診断、がん検診などの保健医療施策の充実」８％

（自由記述）

・保健師や栄養士さんがいて気軽に高齢者が相談できる場所があったらよい

具体的な取組

①「かほく市健康プラン２１」「データヘルス計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「食育計画」との連動

かほく市健康プラン２１などにより、適度な運動・栄養のバランスが取れた食事・適度な休養睡眠などをすすめるとともに、市民一人ひとりの健康への取組みを支援します。

②健康推進に向けた事業の展開

名称	内容
健康づくり事業	・市民の健康寿命の延伸を図るため、運動推進・栄養改善などの各種事業を進めます

成人・老人保健事業	・市民が健康な生活を送れるように、生活習慣病などを対象とした特定健康診査やがん検診等の受診機会を提供します。
食生活改善事業	・市民に対する健康的な食生活改善意識の啓発活動を支援します。 ・男女、年齢を問わず、食生活改善推進員を養成し、食生活改善推進協議会の地域活動を推進します。
食育推進事業	・「食育計画」を踏まえて、幼少期から正しい食習慣を身につけ、「食」への感謝の心や、本市が有する食材やその歴史、文化の理解につなげます。
一般介護予防事業	・地域における介護予防を推進するため、「目指せ！いきいき百歳体操」の普及・啓発を通して、住民運営の通いの場の立ち上げ・継続支援および介護予防サポーターの育成・活動支援を行います。

③健康づくりを通じた地域づくり

健康に関する勉強会や、運動の機会があったとしても、一人では行動に移しにくいことや、やりがいを感じられないことがあります。

そのため、市民一人ひとりがお互いの健康づくりを支えあい、健康づくりの仲間を増やすことができるよう、様々な団体や関係機関が活動の場を広げ、健康情報を発信することを積極的に進めます。

５．基本目標２

地域と「つながろう」　　地域で「参加しよう」

２－１．地域資源の把握

現状と課題

各地域で自治会・町内会はもちろん、老人クラブ・女性会などの各種団体の地域活動や、地域によっては、他の様々な活動の場やグループなどもあり、多くの方が様々な活動に参加しています。

しかし、転入者や生活課題を抱えている方など、そのような場に参加はしたいものの、どのようにつながったらよいのか分からないという声も聞きます。

また、様々な活動の場やグループなどの存在を知らずに、多くの人に知られていない活動などがある場合もあり、住民に情報発信していくことが望まれています。

（参考）アンケートからの声

・お住まいの地区で地域活動や行事の参加は？

⇒「参加している」６３％　「参加していない」３５％

参加している方の地域活動や行事は？

⇒「区・町会活動」２６％

参加していない方の理由は？

⇒「活動したいが、きっかけがつかめない」７％

（自由記述）

・かほく市の福祉活動や団体拠点などを知る配布物があったらよい

・地域住民がいつでも利用できる、コミュニケーション的な施設があれば良い

・公民館集会場などを利用して、老人の憩いの場など、趣味も含めて明るい雰囲気での集まりの場を作ってほしい

具体的な取組

①自治会・町内会活動への参加の働きかけ、地域団体のバックアップ

住民に地域の情報が得やすい自治会・町内会への参加を働きかけていきます。また、老人クラブ・女性会等の地域団体への参加がしやすい土壌作りを進め、団体のバックアップも行っていきます。

②地域資源の情報発信の充実

広報・冊子などを活用し、地域組織や住民グループ等の情報発信を積極的に行っていきます。

２－２　世代・立場・分野を超えた交流機会づくり

現状と課題

様々な地域活動においては、参加者の固定化や高齢化等が大きな課題となっていることも多く、場合によっては活動の継続に支障が出てくるような状況にもつながりかねません。

地域の交流が活発になっていくには、世代・立場・分野を超えて、幅広く気軽に参加しやすい活動・集いの場に参加することで、いろいろな人を知りつきあいが深まることにより、お互いに助けあう・支えあう関係づくりのきっかけにもなります。

（参考）アンケートからの声

・安心して手助けを受けられる、手助けをできる範囲は？
　⇒「隣近所」２９％「町会」２６％「班」１７％「区」１０％
・日頃の地域での付き合いは？
　⇒「付き合いは少ない」４０％「ある程度付き合いがある」３５％「町会」２６％「班」１７％「区」１０％
・あなたの地域での付き合いはどの程度が望ましいか？
　⇒「地域住民みんなで助け合う」３５％「地域住民が行事に参加する」２４％「地域住民と世間話・挨拶をする」２３％
　（自由記述）
・高齢者の方々にとって、楽しい憩いの場所があったらよい
・近隣の付き合いが希薄になっていると感じる。挨拶程度の付き合いはあるが、班や区の集まりの参加も年々減っている。各地区や班単位での集まりや防災訓練などで、顔の見えるつながりがもっと必要だと思う
・若い世代（３０代～４０代）とシニア世代のつながりがあればよい
・子どもたちが少ないし、近所で遊ぶ声も聞こえない
・地域交流に積極的に参加し、心豊かに暮らしたい

具体的な取組

①自治会・町内会と連携した交流機会づくり

住民にとって最も身近な自治会や町内会活動について積極的な情報提供、地域行事等のバックアップを行い、また、参加しやすい雰囲気作りを心がけ、身近な地域での支えあいにつなげます。

②地域活動と連携した交流機会づくり

各地域で開催されている、地域サロンなどの地域活動の情報提供を行い、気軽に参加できる地域での交流の場に多くの方に参加してもらえるよう働きかけ、さまざまな人と新しいつながりをつくることを推進します。

③地域組織とした交流機会づくり

女性会、老人クラブなど、地域組織への情報提供を行い、参加しやすい雰囲気作りに努め、地域活動を行う人の裾野を拡大するとともに、組織同士の交流も推進することにより、世代や立場を超えたつながりを深めていきます。

５．基本目標３

やさしい心を育む福祉教育（学び）を推進しよう

３－１　学校等における福祉教育の推進

現状と課題

少子高齢化の進行やＩＴの進展など社会情勢の変化が大きい昨今、児童・生徒を取り巻く環境も日々めまぐるしく変化しています。

家庭では、核家族化と価値観やライフスタイルの多様化が進み、児童・生徒の地域住民とのつながりも希薄となり、社会性を育む機会が少なくなる傾向にあります。

学校では、支援を必要とする児童・生徒の増加、いじめや不登校の問題、家庭の教育力の低下などへの対応が課題とされ、人権教育や道徳教育の充実が図られるとともに、地域と一体となった学校運営が求められています。

地域では、住民の地域活動への参画意識が低下し、社会教育的組織活動が低迷するとともに地域としての教育力の低下が進んでいると言われています。

家庭、学校、地域の緊密な連携と協働を推進する仕組みを整え、家庭や地域の教育力を高めながら児童・生徒を一体的に育むことが必要であり、その中で福祉教育も進めることが重要です。

（参考）アンケートからの声

・これからのかほく市にとっての重要な福祉課題

⇒「福祉教育の充実」９％

（自由記述）

・障がい者福祉については、理解が乏しく、関心も低く、とても残念に思う

具体的な取組

①学校での福祉教育の充実

学校においては、道徳教育を充実させ、小中学生の体験学習（職場の体験活動・社会見学等）、認知症サポーター養成講座、手話講座などの、健康や福祉についての学習機会や体験活動などの取り組みを充実させ、子どもの頃から互いに思い合える心を育むことを目指します。「かほく市子ども総合センター」「かほく市子ども発達相談支援センター」などの関係機関とも連携を図りながら、支援を必要とする児童への理解が深まることも目指します。

②コミュニティ・スクールの推進

９つのコミュニティ・スクールは、学校運営協議会を通して地域住民の参画を促進するとともに、地域、学校、家庭が一体となった取組を展開します。

併せて自治会、公民館、社会教育団体、ＮＰＯ、企業、大学などとの連携・協働による活動や体験を推進し、地域住民の福祉に対する理解の促進を図ります。

③関係機関との連携強化

ＰＴＡや子ども会と連携した活動を展開し、青少年の健全育成を支援します。

また、福祉教育の充実に向け、石川県立看護大学とも連携し、学習機会の充実などを図ります。

小学校での地域の方との花壇の花植え

３－２　地域福祉を担う人材の養成・発掘

現状と課題

学校等における福祉教育はもちろん大切ですが、地域の中で地域住民に対し福祉教育を担っていく人材の養成・発掘をしていくことも重要です。

既に認知症普及啓発のための「認知症サポーター養成講座」の講師を務める「認知症キャラバンメイト」や、各地区での「めざせ！いきいき百歳体操」を実施の援助者となる「介護予防サポーター」などの人材が地域で活躍しています。その他各種団体やボランティアグループなどでも、様々な人材が活躍しています。

各分野でこのような人材の養成・発掘をさらに推進していく必要があります。

（参考）アンケートからの声

・これからのかほく市にとっての重要な福祉課題

⇒「福祉教育の充実」９％

具体的な取組

①人材育成・活動支援

既に活動している「認知症キャラバンメイト」「介護予防サポーター」や各種団体やボランティアグループで地域活動を担っている人材に対して活動の支援・フォローアップを行い、地域活動をリードするリーダーも担えるよう、人材育成に努めていきます。

②人材の養成・発掘

社会福祉協議会とも連携し、地域において人材が必要と思われる分野や活動を把握し、人材の養成・発掘に努めていきます。

認知症キャラバンメイトによる寸劇

５．基本目標４

みんなで「支えあおう」「助けあおう」

４－１　住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制・拠点づくり

現状と課題

地域の福祉力が脆弱化していますが、それぞれが様々な人が暮らす地域の一員として、様々な地域課題を「我が事」と捉え、解決する経験の積み重ねにより、結果として誰もが暮らしやすい地域づくりにつながっていくよう、身近な範囲での体制・拠点づくりが求められています。

（参考）アンケートからの声

・安心して手助けを受けられる、手助けをできる範囲は？
　⇒「隣近所」２９％「町会」２６％「班」１７％「区」１０％
・日頃の地域での付き合いは？
　⇒「付き合いは少ない」４０％「ある程度付き合いがある」３５％「町会」２６％「班」１７％「区」１０％
・あなたの地域での付き合いはどの程度が望ましいか？
　⇒「地域住民みんなで助け合う」３５％「地域住民が行事に参加する」２４％「地域住民と世間話・挨拶をする」２３％
　（自由記述）
・高齢者の独居や夫婦で暮らしている方が、よりよい暮らしができたらよいが、近隣住民も関わっていかなければならない課題と感じる
・地域に気軽に相談できる場があれば嬉しい

具体的な取組

①地域拠点での課題解決の場の構築

社会福祉協議会が支援しているサロン活動、地域住民・自治会・老人クラブなどの地縁組織、民生委員児童委員協議会などの福祉活動組織、福祉関係者やその他分野における関係者･機関などが参画する様々な地域活動を通して、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的･積極的な取り組みの広がりを重点的に取り組み、地域住民が地域の課題に目を向け、地域全体で取り組みを試みることを推進していきます。

②住民の主体性の醸成

取り組みを通じて、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加、「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくりの取り組みを段階的に進め、地域に対する意識の変化を促し、地域生活課題を住民自らが主体となって解決に取り組み地域づくりにつながるよう、住民の意識が徐々に醸成されていくよう推進していきます。

４－２　地域の見守り活動の推進

現状と課題

少子高齢化・核家族化が進行し、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯数が増加しており、地域での見守りが必要な人が増えてきています。

そのような中で隣近所・町会等で気になる人の見守り、老人クラブの訪問や、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯などや、障がい者などで希望がある場合には、民生委員・児童委員が定期的に訪問しています。公的サービスでの見守り（配食サービス・緊急通報システム）を利用している人もいます。

また、電気（北陸電力㈱）ガス（(社）石川県ＬＰガス協会河北支部）・生協（(生協）コープいしかわ）と市が協定を締結しており、お互いに情報等を共有し、共にゆるやかな見守りも行っています。

しかし、地域関係の希薄化などにより、以前に比べ住民同士の見守り・支えあいが困難になっていることが課題となってきており､｢地域みんなで見守る｣ことができる地域になるよう推進していく必要があります。

（参考）アンケートからの声

・安心して手助けを受けられる、手助けをできる範囲は？
　⇒「隣近所」２９％「町会」２６％「班」１７％「区」１０％
・日頃の地域での付き合いは？
　⇒「付き合いは少ない」４０％「ある程度付き合いがある」３５％「町会」２６％「班」１７％「区」１０％
・あなたの地域での付き合いはどの程度が望ましいか？
　⇒「地域住民みんなで助け合う」３５％「地域住民が行事に参加する」２４％「地域住民と世間話・挨拶をする」２３％
・地区を担当している「民生委員児童委員」を知っていますか？
　⇒「知らない」１９％「顔や名前を知っている」３５％「名前を知っている」１４％

（自由記述）

・民生委員・児童委員の年間を通しての取り組み活動を広報したらよい
・子供がいなく県内に頼れる親戚もいないため老後が不安
・一人暮らしの高齢者は話相手を待っているし、話をすることで、認知症などを防ぐ意味でも良いと思う
・近所を見ると老人二人暮らしや一人暮らしの家が多く心配

具体的な取組

①身近な範囲での見守り体制の充実

見守りが必要な方に対して、町会・区、老人クラブなどの地域住民が声かけや見守りなどを行い、お互いさまの心で手助けできるような関係づくりを目指し、身近な範囲で見守り支えあうしくみを推進していきます。また､｢サロン｣など身近な地域活動を通しての見守りも活用していきます。

②　民生委員・児童委員による見守り

高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯等への、民生委員・児童委員の定期的な訪問も継続・充実させ、地域活動に様々な理由で参加できない人たちへの見守り・声かけについても考えていきます。

③ゆるやかな地域見守りネットワークの構築

ライフライン事業者・新聞・郵便配達や商工会等とも連携協力し、地域全体でのゆるやかな見守りネットワークづくりを推進していきます。

４－３　地域の身近な相談体制づくり

現状と課題

社会福祉協議会が支援しているサロン活動などの地域活動の、それぞれの地域にある集まりの場なども活用し、早期に課題が発見でき、住民の間でとりあえず課題を受け止める場の構築が必要となっています。

より専門的･横断的な解決が求められる生活課題に対しては、福祉専門職、その他分野における関係者･機関等も積極的に参画し、地域における生活課題の把握、住民と協働し課題解決に向けて取り組んでいくことも必要です

（参考）アンケートからの声

（自由記述）

・気軽に高齢者が相談できる場所があったらいいと思う

具体的な取組

①地域課題を受け止める場の設置

社会福祉協議会と連携し、それぞれの身近な圏域で、サロン活動などの地域活動を活用しながら、個別の地域課題をとりあえず丸ごと受け止める場の設置を推進していきます。

②福祉専門職・関係機関との連携

より専門的･横断的な解決が求められる生活課題に対しては、必要に応じて、福祉専門職、社会福祉法人、介護分野の地域密着型施設などや、その他分野における関係者･機関なども積極的に参画することをバックアップし、地域組織とも連携し総合的な支援体制を構築し、地域における相談力の向上を図ります。

４－４．地域防災活動の推進

現状と課題

本市では、地震や津波、風水害などによる災害が想定されており、「かほく市地域防災計画」に基づいて防災対策を進めているところですが、ひとたび大規模な災害が発生したときに被害の拡大を防ぐには、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、近隣の人々が、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む（共助）必要があります。

（参考）アンケートからの声

・「ボランティアグループの活動」に参加した方はどの関係ですか？
　⇒「災害支援関係」６％
・あなたは、日常生活で日頃不安と思っていることは？
　⇒「地域防災に関すること」３％
・地域の様々な福祉分野の生活課題に対し、地域住民の支えあい、助け合いの必要性は？
　⇒「必要だと思う」４２％　「できればあったほうがよい」４４％
・「必要」や「あったほうがよい」と回答の方が支援や協力できることは？
　⇒「除雪の手伝い」１２％　「災害時の手助け」１５％
・あなたは、地域住民による支援や協力を受けたいと思うか？
　⇒「受けたい」１７％　「どちらかというと受けてもよい」２４％
・「受けたい」や「受けてもよい」の方は支援や協力を受けたい内容は何ですか？
　⇒「除雪の手伝い」１３％　「災害時の手助け」１８％

具体的な取組

①自主防災組織の育成

共助の要となる自主防災組織が実施する防災活動を支援します。

②防災士の育成

日頃から、防災について十分な意識と一定の知識・技能を身につけ、地域の防災リーダーとして活動する防災士を育成します。

①避難行動要支援者名簿の作成

いざというときに迅速に要配慮者の避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿を作成します。また、地域による避難支援に係る個別計画の作成を支援します。

４－５．ボランティアの育成・支援

現状と課題

ボランティア活動が盛んになったのは、高学歴化や女性の社会進出進展などによる社会の変化や、行政活動や企業活動では対応できない社会問題の発生があり、市民が自発的に社会的課題に取り組み始めたことが背景にあります。

また、ボランティア活動は、自立した市民による相互の活動であり、市民同士が対等にかつ平等に協力し合える関係の活動といえます。

本市で活動するボランティア団体は、活動の種類や範囲が多岐にわたり、地域、職場、志を同じくするものなど様々であるため、活動の継続性が明確でなく、全ての実態を把握することが難しい状況にあります。

また、ボランティア活動が多様であるが故に、情報の受発信に関する窓口が不統一であり、ボランティア活動の育成や支援のためには、活動を一元的に把握する体制が必要です。

（参考）アンケートからの声

・あなたはお住まいの地区で地域活動や行事の参加は？
　⇒「参加している」６３％
・「参加している」方の地域活動や行事は？
　⇒「ボランティアグループの活動」５％
・「ボランティアグループの活動」に参加した方はどの関係ですか？
　⇒福祉関係２２％　まちづくり関係１４％　環境関係１３％
・「ボランティアグループの活動」に参加した方の理由は？
　⇒前々から関心があって自発的に２４％
　地域の困っている人の助けになりたい２０％
　⇒自分のためになると思って１６％

（自由記述）

・ボランティアの人数を増やし介護のサポート体制を充実させて欲しい
・ＮＰＯボランティア団体又は行政機関などが中心になり、近所の人が助け合えるように手伝える事をデータ化し遠慮せずに利用出来るようにしてほしい
・一人暮らしの人たちは、話し相手を待っています
・私個人としてはボランティア活動や地域交流に積極的に参加することを心掛け心身共に健康な老後、心豊かに暮らしたいものと思っております

具体的な取組

①地域福祉活動、社会教育活動の充実

市民が相互に支えあい、自立した地域活動を支援し、学校教育等の中で年少時からボランティア活動に参加する機会を拡充します。

②ボランティアの人材育成

福祉教育や指導者の育成に取り組み、ボランティア活動への参加呼びかけなど、ＮＰＯ法人をはじめとするボランティア団体の自立した地域活動を育成、支援し、官民協働の地域づくりを展開します。

③市民の取り組み

市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚が持てるよう、ボランティアに関する情報提供を行うとともに、率先して活動に参画できる体制の整備を進めます。

５．基本目標５

安心してくらせるまち・住まいを確保しよう

５－１．制度の狭間で起こる問題の解決

現状と課題

現代の日本では、生活保護制度や介護保険などの高齢者福祉制度、障がい者福祉制度など、多くの制度やサービスが整備されています。

しかしながら、制度やサービスには利用するための要件や条件が定められており、それらに該当しない場合に、解決しない課題が多く存在しています。

たとえば、ごみが多量に溜まり、近隣の敷地にあふれ出したり異臭を放ったりする、いわゆるごみ屋敷問題や、一人暮らしのひきこもり問題などがあげられますが、いずれも本人からの相談がなく、地域からの苦情や相談により発見される場合が多い現状です。

解決に向けて制度の狭間に陥らないよう、内容を見直していく必要がありますが、もう一方で家族、近隣住民、友人、民生委員・児童委員、ボランティアなどの制度に基づかない援助の充実も必要です。

（参考）アンケートからの声

・支援や協力を受けたい内容は何ですか？

⇒「あいさつや安否確認などの声かけ」２９％

具体的な取組

①横断的な相談受付対応

悩みや問題を抱える人が、いつでも気軽に相談することができる体制を整備するとともに、多くの課題が混在する複雑な相談に対しても対応できる専門的・横断的な相談窓口の構築に取り組みます。また、身近な地域で把握された福祉課題が、速やかに関係部署につながれるような仕組みづくりを進めます。

②適切な情報の入手ができる体制づくり

必要な福祉サービスの内容や利用方法等の情報が速やかに入手でき、適切なサービスを選択できるよう配慮するとともに、安心してサービスを受けられるような情報提供体制を整えます。

③関係機関の連携促進による基盤強化

福祉・保健・医療の関係機関や地域組織など、多くの職種との連携により、支援を必要とする人とその家族の支援ネットワークの構築や連携体制を支える基盤づくりに努めます。

関係機関だけでは解決困難な課題に対しては、近隣住民や家族などとも連携し、住み慣れた地域で生活が継続されることを目指します。

５－２．住まいの確保

現状と課題

安心・安全な生活を継続するうえで、住まいの確保は欠かすことができない要素です。

金沢都市圏のベッドタウン的性格も有する本市では、少子高齢化の進行などを背景に住宅関連ニーズの多様化が進んでいます。

また、進学・就職を機に市外へと転出する若者が多く見られることもあり、住み慣れた地域で安心して生活ができる基盤と、若者の流出抑制、市外からの転入促進などによる、若い世帯の定住確保が必要といえます。

そのため、多様な住宅関連の要望を受け入れ、より安全で快適に暮らし続けられるよう、良質な住宅・宅地の供給が課題です。

（参考）アンケートからの声

・あなたの住まいでの通算の年数は？
　⇒「生まれたときから現在」２１％　「２０年以上」５２％
・あなたは、日常生活で日頃不安と思っていることは？
　⇒「住居に関すること」５％
・かほく市が好きの方で、かほく市のどこが好きですか？
　⇒「家・土地があり昔から住んでいる」２５％
・これからのかほく市にとって特に重要な福祉課題
　⇒「住宅問題への対応について（空き家対策など)」７％

（自由記述）

・経済的弱者、単身高齢者の借家の保証人になってくれる人が将来いなくなる
・公共住宅が少ない。希望する全世帯が入れるくらいでないと充実しているとはいい難い

具体的な取組

①市営住宅の適正管理と民間住宅の利用

市営住宅の適正な維持管理や立て替えの推進などにより、定住化を見据えた良好な住宅の供給に取り組むとともに、民間の優良な宅地供給の促進、多様な住宅関連の要望に応えうる市独自の定住施策の展開を図ります。

市民の住居が喪失することがないよう、住まいの情報提供に努め、円滑な住宅確保につながることを推進します。

②定住促進事業

若者を中心とした世代の定住促進のため、住宅家賃の補助や、マイホーム取得奨励金などの支援を積極的に進め、定住者の増加を図ります。

また、本市に移住して就業、起業する市外在住者への助成により、若者をはじめとした UIJ ターンを促進するなど、多様な定住促進策を進めます。

５－３．空き家対策

現状と課題

建物の老朽化や居住人の転居、介護施設等への入居、核家族化や単身世帯の増加など、様々な理由により、空き家となる物件の数が年々増加しています。

空き家が放置されると、次第に崩れ、屋根材などが飛散したり、倒壊の危険性が高まります。また、人が住まないことにより、樹木や雑草が繁茂したり、害獣・害虫の温床になりやすいなど、景観や衛生などの地域住民の生活環境に影響を及ぼす恐れがあります。地域の安全な住環境の観点からも、これらの解決は喫緊の課題といえます。

（参考）アンケートからの声

あなたの住まいでの通算の年数は？

⇒「生まれたときから現在」２１％　「２０年以上」５２％

・あなたは、日常生活で日頃不安と思っていることは？

⇒「住居に関すること」５％

・かほく市が好きの方で、かほく市のどこが好きですか？

⇒「家・土地があり昔から住んでいる」２５％

・これからのかほく市にとって特に重要な福祉課題

⇒「住宅問題への対応について（空き家対策など)」７％

（自由記述）

・空き家が増す。ケモノが住んでいる所もあって困っています

・近所を見ると老人二人暮らしや一人暮らしの家が多いのと空き家があり草や木が伸び放題です。隣の方は虫などがくるので困まっています

・空き家が多いので減らしてほしい。ねずみや猫の家になっています

具体的な取組

①「かほく市空き家バンク制度」による空き家の利活用

市内の空き家の有効利用と定住人口増加を目的として、関係機関との連携のもと、空き家のデータ化および情報共有を図ります。

空き家を所有する方で、賃貸または売買の希望のある方が、空き家バンクに登録し、市のホームページに情報を掲載し、空き家を借りたい方や買いたい方に情報提供していきます。

②空き家に関する補助金の支給

種類	補助内容
空家等除却支援補助金	・敷地内の建築物（老朽危険空き家）全てを解体および処分する工事に対し、工事費の１／２（限度額５０万円）を補助
空家等改修支援補助金	・空き家バンクに登録した空き家又は登録予定の空き家について、居住の用に供する範囲の改修工事に対し、工事費の１／２（限度額３０万円）を補助
空家等家賃支援補助金	・空き家バンクに登録した空き家の借家人へ、月額１万円を限度とした家賃補助（最長２年間）

５－４．緊急・災害時の体制整備

現状と課題

本市では、地震や津波、風水害などによる災害が想定されており、「かほく市地域防災計画」に基づいて防災対策を進めているところですが、災害時の応急対策を円滑に実施するためには、平常時から防災体制の整備、充実を図る必要があります。

（参考）アンケートからの声

・「ボランティアグループの活動」に参加した方はどの関係ですか？
　⇒「災害支援関係」６％
・あなたは、日常生活で日頃不安と思っていることは？
　⇒「地域防災に関すること」３％
・地域の様々な福祉分野の生活課題に対し、地域住民の支えあい、助け合いの必要性は？
　⇒「必要だと思う」４２％　「できればあったほうがよい」４４％
・「必要」や「あったほうがよい」と回答の方が支援や協力できることは？
　⇒「除雪の手伝い」１２％　「災害時の手助け」１５％
・あなたは、地域住民による支援や協力を受けたいと思うか？
　⇒「受けたい」１７％　「どちらかというと受けてもよい」２４％
・「受けたい」や「受けてもよい」の方は支援や協力を受けたい内容は何ですか？
　⇒「除雪の手伝い」１３％　「災害時の手助け」１８％

（自由記述）

・災害体制充実のために行政の区、町会への働きかけが必要である。大災害への対策マニュアル等の作成、訓練の実施のリーダーシップを行政がとる必要がある。（区・町会や防災士の力量には限界がある）

具体的な取組

①市の防災体制の整備

市地域防災計画に基づき、防災活動の拠点となる施設の整備や、応援協定の締結などにより活動体制を確保します。

②地域の防災体制の整備

共助の要となる自主防災組織の結成及び防災士の育成を支援します。また、各種防災研修を開催し知識・技術の向上を図ります。消防ポンプ車、資機材の計画的な更新を実施し、消防団活動の充実強化を図ります。

９．基本目標６

相談しやすい環境をつくろう

６－１　包括的（横断的）相談支援体制の充実

現状と課題

福祉のそれぞれの分野で様々な相談を受けているが、地域の福祉力の脆弱化、相談者が求めるニーズの複雑化・多様化が進み、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安などについて、対応が求められてきています。

各相談窓口が相談をたらいまわしにしないように、分野別、年齢別等の縦割りの支援から、当事者を中心とした丸ごとの支援を行えるよう、包括的（横断的）な相談体制の構築・充実が、より一層求められています。

（参考）アンケートからの声

・困ったことを誰かに相談しているか？

⇒相談していない１６％

相談していない方の理由は？

⇒気軽に相談できる相手がいない２８％

（自由記述）

・「何でも相談窓口」のような相談機関があればうれしい。

具体的な取組

①当事者を中心とした総合的な相談体制の構築

福祉に関する相談に対して、それぞれの相談機関が初期の総合相談・包括支援などを行うにあたり、個人だけでなく、世帯全体の地域生活課題を把握し、「ライフステージに応じた相談・支援体制」を整備していきます。そのために、どこの窓口で相談を受けても、総合的に相談が受けられるよう、庁内連携を強化していきます。

②地域や関係機関との協働

各種の専門職や関係機関・団体とも連携するだけでなく、地域住民やサロン活動などの地域拠点や、福祉以外の多岐の分野とも協働し、地域でのネットワークを構築し、相談をスムーズに行えるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

６－２．社会資源の発掘・創出・開発

現状と課題

社会資源とは、人々の暮らしのニーズを充足するために用いられる有形無形の資源を指し、制度、機関、人材、資金、技術、知識等の総称です。

行政や公的サービスを提供する民間組織による制度化された社会資源と、家族や近隣住民、ボランティアなどによる制度化されていない社会資源がありますが、いずれも生活上に存在する課題を解決するために必要なものです。

しかしながら、社会資源を十分に活用できないことや、社会資源自体が充足していないことなどにより、生活のしづらさや誰にも相談できない状況が発生しているため、解消に向けた取組みが必要です。

（参考）アンケートからの声

・かほく市が嫌いと応えた方で、かほく市のどこが嫌いですか？

⇒「買い物など生活に不便」１９％　「働く場がない」１７％

「近所づきあいが良くない、面倒である」１７％　「通勤、通学に不便」１３％

（自由記述）

・かほく市内のスーパーと契約し高齢者宅へ食材を届ける車での宅配システムがあるといいと思います・老人の方々が楽しい憩いの場所を作って明るい老後生活を送っての生活を皆望んでいます。

・若者をもっと定着させるようなものがあればもっと良くなるのではないかと思います。例えば安心して働ける職場というもの充実していれば地域に関わる時間も多くなり今以上に若者も増えて地域活性につながるのではないかと思いました。

具体的な取組

①ニーズの明確化

地域ケア会議や協議体、地域座談会などをとおして、地域における課題を抽出し、潜在ニーズの顕在化するとともに、顕在ニーズの相互の関連づけから有効な課題解決方法の確立と普遍化を進めます。

１．社会資源の発掘

既存の業務や活動を整理することにより明確化をはかり、活用可能な社会資源であるかどうかを把握します。

２．社会資源の創出

既存の社会資源では対応できない課題や社会の変化によって生じるニーズの変化に対し、新たな社会資源が創出されるよう、関係機関や住民に働きかけます。

３．社会資源の開発

既存の活動や業務について、それだけではニーズの解決につながるものではないとしても、何らかの契機により、大きな力になることがあります。それらの可能性を見極め、働きかけを進めます。

６－３．生活困窮者の自立支援の充実（新規）

現状と課題

これまでの日本は、安定した雇用を土台に雇用保険制度などの社会保険制度が、第一義的なセーフティネットとして機能していました。

しかし、１９９０年代のバブル経済の崩壊以降、景気が低迷し、平成２０年に発生した、いわゆる「リーマンショック」と呼ばれる世界金融危機の影響により、安定した雇用が失われ経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。

全国的に生活保護受給者は増加しているなか、本市は平成２３年度の１５２人に対し、平成２８年度は１３０人と、約０．９倍に微減していますが、大きな減少は見られません。

また、生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、保有している情報が少ないこともあり、複雑な課題をどこに相談してよいのか分からないことも少なくありません。

生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む人の制度に対する理解や、相談窓口の周知徹底、また、地域ネットワークの強化が課題といえます。

平成２７年４月に生活困窮者自立支援制度が施行され、仕事や住まいなどの生活全般に困っている方が、困りごとを相談できる窓口が全国で展開されています。

本制度は全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となり、官民協働による地域の支援体制を構築し、「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」、「学習支援事業」などを実施するものです。

当市では業務委託の方法により相談窓口を設置し、様々な困りごとの受け入れ態勢を整備するとともに、関係機関との連携・協働により、困りごとを抱えた方の発見から支援に至るまで、包括的な支援を実施しています。

「自立相談支援事業」と「住居確保給付金の支給」は全国一律に実施する必須事業ですが、自治体の状況に応じて選択する任意事業として、「就労準備支援事業」と「学習支援事業」を実施することで、就労に向けた支援の充実と、高校進学を諦めず困窮の連鎖を断ち切る関わりに取り組んでいます。

これまでは生活に困っているものの、要件に該当しないために制度やサービスの狭間に陥り、相談先がなかった課題に対応し、セーフティネットの充実が図られています。

一方で、引きこもりやニートなど、将来的に生活困窮に陥りやすく、他者が介入しづらい問題に対して、早期の発見に努め、どのように支援を実施していくかが課題といえます。

（参考）アンケートからの声

・あなたの日頃の地域の付き合いの程度は？
　⇒「付き合いは少ない」４０%、「まったく付き合いがない」４%
・日常生活で日頃不安と思っていることは？
　⇒「老後の生活や介護に関すること」２６%、「生活費など経済的な問題」１５%
・困ったことを誰かに相談しているか？
　⇒「相談していない」１６%
・相談していない方の理由は？
　⇒「気軽に相談できる相手がいない」２８%
・これからのかほく市にとって重要な福祉課題
　⇒「生活困窮者支援の充実」４%

（自由記述）
・経済的弱者、単身高齢者の借家の保証人になってくれる人が将来いなくなる。また、自分自身が死亡した時の後始末の不安があります。この不安を行政が無くしてくれたら本当にありがたいのですが。
・保育園の保護者会などで、祖父母のいない家といる家の差というか経済的ゆとりの差を感じます。子供が増えるほど生活が苦しくなります。
・生活保護にいたる前の段階の自立支援策として、生活困窮者に対し住居確保給付金の支給と書いてありますが、病気をして正社員の会社を辞めアルバイトをしていますが、残業しないと生活が成り立たない。子育て中の親や高齢者も大事かもしれないけどその中間の人間もいます。昨年市役所に相談にいったけど、団地など今は申し込み時期でないと言われ、高いアパート代を払っています。いろいろな制度がある事をもっと知りたかったです。
・かほく市が好きと答えましたが、働く場所がないので嫌いです。
・国民年金だけで生活していけるでしょうか。出来るだけ体の元気なうちは仕事をしていますが、これから年がいくので心配です。
・子育て支援も大切だと考えますが、生活困窮者（高齢者や障がい者など）の生活レベルの向上に向けて支援に特に力を入れていただき、市民全員が心満たされ明るく元気に笑顔で生活できる事を願っています。よろしくお願いいたします。

具体的な取組

①生活困窮者の把握

支援の対象となる生活困窮者を把握します。これらの生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、本制度の自立相談支援機関と福祉事務所、ハローワークの緊密な連携体制を構築します。また、対象者の早期発見のため、租税・保険料や公共料金の担当と連携し、生活困窮者が自立相談支援機関につながる紹介、ルールの設定等についても検討します。

・生活保護に関する情報（被保護者数、被保護世帯数）
・生活困窮者に関する情報（生活保護受給相談者数、失業者数、離職者数、租税・保険料等の滞納者数）

②生活困窮者の自立に向けた各種支援の実施

生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」を実施し、必要性を検討した後「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」、「学習支援事業」を一体的に実施します。

名称	内容
自立相談支援事業	・就労その他の自立に関する相談支援の実施（要件にこだわらない相談の受付） ・事業の利用のためのプランの作成等 ・家計に関する相談や家計管理の指導、債務にかかる相談など
住宅確保給付金の支給	・離職により住宅を失った（又は失う恐れのある）生活困窮者に家賃相当の給付金を有期で支給
就労準備支援事業	・就労に必要な支援を、「生活自立」、「社会自立」、「就労自立」の段階から実施（定時の起床や連絡、あいさつ、コミュニケーション、軽作業など）
一時生活支援事業	・住居のない生活困窮者に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供

学習支援事業	・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援教室を開催
その他自立促進に必要な事業	・その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業の実施

③生活困窮者支援を通じた地域づくり

・民生委員・児童委員が身近な相談者として必要な知識を学べるように制度の研修等を行います。

・民生委員・児童委員の活動に必要な情報提供などを行います。

・行政内の各業務の様々な窓口（税・保健・市営住宅・学校等）と連携し、困窮が心配される人を相談につなぐルールを策定するなど、幅広い連携を図ります。

・関係機関（ハローワーク等）とのネットワークを構築します。

・地域住民に対して、制度の周知を図ります。

６－４　権利擁護支援体制の構築

現状と課題

自ら意志決定することが難しい認知症高齢者、精神に障がいのある方、知的に障がいのある方などが、自らの意思で契約ができないなど、様々な問題に直面することが増え、権利が脅かされることも多い現状です。

また、重大な権利侵害である、高齢者、障がい者、児童に対する虐待・ＤＶ（ドメスティクバイオレンス）などの相談が年々増加傾向にあり、緊急性が高い場合には、やむを得ず施設への措置入所などに至る場合もあり、予防や、問題が深刻化する前の早期発見・対応が求められています。

権利を守っていくためには、虐待関係法の理解や、「成年後見制度」「福祉サービス利用支援事業」などの権利擁護制度の活用も必要ですが、市民や関係者へのさらなる周知が求められています。

（参考）アンケートからの声

（自由記述）

・自分自身が死亡した時の後始末（葬儀等）の不安が大きい

具体的な取組

①権利擁護制度の普及啓発

認知症や障がいのある方などが、地域で安心して暮らせるよう、市民に対して広報や研修会等を通して、成年後見制度等の権利擁護制度の普及啓発に取り組んでいきます。あわせて、制度活用に向けての支援体制も、高齢担当課・障がい担当課・児童担当課・社会福祉協議会を中心に充実させていきます。

②虐待やDVの市民への周知

虐待やＤＶへの早期対応については、まずは、虐待関係法や相談・対応窓口（高齢担当課・障がい担当課・児童担当課・ＤＶ担当課）の周知が重要であり、広報や研修会等や、児童分野では「オレンジリボンキャンペーン」などを通して、普及啓発に努めます。

③ネットワーク構築による適切な虐待やＤＶへの対応

適切な対応を行っていくにあたり、相談窓口だけで対応していくことは困難であるため、地域の各種団体・機関や、ＤＶに関しては県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）とのネットワーク構築・連携協力体制を、「高齢者・障がい者虐待防止協議会等」「要保護児童対策地域協議会」などの協議会を中心に充実させます。

「オレンジリボンキャンペーン」の様子

１０．基本目標７

福祉サービス・体制を充実させよう

７－１　同じ悩み課題を抱える人などのネットワークづくり

現状と課題

認知症や障がいなどの福祉課題を抱えている場合に、当事者や家族など同じ悩みを抱える人のネットワークが重要だと言われています。また。同じ悩みを持つ人による相談の効果は大きく、専門職による相談とあわせて活用することも効果は大きいです。

たとえば、本市においても、自助グループ・当事者団体として、障がい者に関する団体、肢体不自由の当事者グループ、若年性認知症の人と家族の会などが活動を行っており、市も活動に協力しています。高齢者介護を行っている家族に対しても、市が「家族介護者教室」「男性介護者教室」なども開催し、介護者同士の情報交換やリフレッシュの場にもなっています。

しかし、このような場につながっていない当事者（家族）も多く、集える機会もまだまだ多くはなく、さらなるネットワークづくりを進めていく必要があります。

（参考）アンケートからの声

・困ったことを誰かに相談しているか？
　⇒「相談していない」１６％
・相談していない方の理由は？
　⇒「気軽に相談できる相手がいない」２８％

具体的な取組

①自助グループなどへの活動支援

既に活動している、自助グループ・各種団体への活動支援などを行い、情報交換・共有できる場も提供し、ネットワークづくりをさらに進め、市の施策にも課題を反映できるよう、社会福祉協議会とも連携し、対応していきます。

②地域・当事者へのアウトリーチ

必要だと思われる分野に関しては、情報交換などが行える場の提供を行い、つながっていない当事者（家族）には、積極的にアウトリーチを行い、参加しやすい場作りを構築していきます。グループの立ち上げの希望があった場合や、必要だと思われる場合には、関係機関とも連携し、必要な支援も行っていきます。

７－２　福祉サービスの質の向上・量の確保

現状と課題

地域課題が多様化・複雑化しているなか、地域の中でそれぞれの状況に応じた、必要なサービスを選択して利用できる環境が必要です。

また、必要なサービスを選択して利用するためには、各福祉関係計画に基づき、必要なサービスの量と質の確保・向上に努める必要があります。

さらに、福祉情報の発信が十分でなく、サービスを必要としている市民に伝わっていないこともあり、課題となっています。

（参考）アンケートからの声

・地域づくりの担い手にふさわしい人・団体

⇒「保健・福祉サービス事業所」１３％

（自由記述）

・自分たちの世代は年を取ってから、適切に介護サービスが受けられるか不安である

・福祉サービスは、他自治体と比べて充実していると思うが、さらなるサービスの向上を目指してほしい

・親が施設入所しているが、利用料の負担が大きい

・市の福祉施策がよく分からないので、情報発信宣伝等がもっと必要であると思う

具体的な取組

①フォーマルなサービスの充実

各福祉関係計画に基づき、身近な地域での地域の特性に応じた適切なサービスを提供できるよう、各種在宅福祉サービスや入所施設サービスの充実に取り組んでいきます。あわせて、緊急時の一時預かりサービスなどの、多様なニーズに応じたサービスの充実を図れるようにも取り組んでいきます。

②インフォーマルなサービスの活用

公的なサービスになじまなかったり、制度の狭間に陥っているような場合には、地域や関係機関とも連携し、インフォーマルなサービス（ボランティアやＮＰＯなど）の活用について共に考えていきます。

③福祉関係機関・事業所の連携強化

各福祉関係分野の社会福祉法人、福祉サービス事業者などと、日頃のサービス提供事例を通して、連携を深めることはもちろん、協議会・研修会・定期的な交流会等の情報交換の場を市が積極的に設け、共に地域全体の福祉サービス向上につながるような、連携体制づくりを行っていきます。

７－３　医療・福祉・介護の連携

現状と課題

地域課題が多様化・複雑化しているなかで、医療・福祉・介護の３つの分野はそれぞれ関係性が非常に深く、領域が重なる部分もあり、個別事例などで連携をはかりながら対応していることが非常に増えています。

しかし、それぞれの分野ごとの連携が必ずしも取れていない部分もあり、連携を深めることを目的として、各種協議会だけでなく、研修会・勉強会などが開催され、それぞれの共通認識が深まりつつあります。

（参考）アンケートからの声

・地域づくりの担い手にふさわしい人・団体

⇒「保健・福祉サービス事業所」１３％

具体的な取組

①庁内連携の充実

庁内の医療担当部署・福祉担当部署・高齢（介護）担当部署などの連携体制整備を、それぞれの強みも活かしながら充実させていきます。

②協議・情報交換の場の充実

各分野での協議会・研修会・勉強会等の地域課題への協議・情報交換の場を市が積極的に設けていき、さらに連携を深めていきます。

③関係機関との連携

かほく市にある、認知症疾患医療センターも設置されている精神科専門の「石川県立高松病院」や、地域と連携した看護の拠点としての役割を担っている「石川県立看護大学」との連携を積極的に進めていきます。

７－４　福祉以外の様々な分野との連携

現状と課題

地域課題が多様化・複雑化しているなかで、地域福祉を推進していくには、様々な課題に直面している地域そのものを活性化していこうという地方創生の取組も重要であり、地域の活性化に寄与しながら、地域生活課題の解決にも同時に資する取組が求められています。

また、かほく市においても、就労の場の確保や買物難民など、福祉の領域だけで解決することは困難な問題も多く出てきています。これらを解決していくためには、これまで必ずしもなじみが深いわけではなかった、商工・農林・防犯防災・環境・交通などの分野と、様々な垣根を越えて連携していくことが必要です。

（参考）アンケートからの声

（自由記述）

・近くに商店がなく、移動手段もないため、買物に困っている
・免許返納後の外出に困っており、福祉バスなど充実させてほしい
・身近に子どもが安心して遊べる公園を整備してほしい
・安心して「働く場」が少ない
・過疎が進んでいる地域へのサポートをしてほしい
・除雪をお願いできる人がおらず、困っている

具体的な取組

①庁内連携の充実

まずは、多くの分野が連携できるよう、福祉以外の関係各課と庁内連携を強化し、全庁的な体制整備を整えていきます。

②様々な分野との連携の強化

高齢分野では、ボランティアやＮＰＯ法人・民間企業などが主体となったサービス提供の仕組みづくりに努めています。その他の福祉分野においても、他分野と連携できるような場作りを進めます。人・分野・世代を超えて地域経済・社会生活の中で、相互に「支える」「支えられる」という関係の構築を目指し、様々な困難な問題の解決を目指します。

第４章　施策の推進と方向性

１．計画の推進体制

（１）庁内の連携体制の強化

当市における今後６年間の地域福祉施策の推進にあたって、福祉・保健・医療分野以外に、教育・防災分野など、さまざまな分野との連携が必要になります。そのため、計画の推進にあたっては庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

（２）社会福祉協議会との連携強化

地域福祉計画は、福祉分野を包括した行政計画であることから、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と、補強・補完することでより実効性の高いものになります。住民が主体となり、地域の支えあい助けあいの地域力が高まるよう、連携を図りながら、地域福祉を推進していきます。

（３）市民、事業所等との連携強化

地域福祉の推進には、地域住民の協力が不可欠です。市民が地域福祉に対する理解を深め、より身近に感じられるよう、本計画や地域福祉に関する情報を広報誌やホームページ等を活用して広く市民に周知し、意識啓発を図ります。また、地域組織・グループ、福祉サービス事業者、医療機関、学校、企業、地域福祉に関わるすべての組織・団体等が連携しながら地域福祉を推進できるよう、ネットワーク体制の強化を図ります。

２　．計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（ＰＬＡＮ）、実行（ＤＯ）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価したうえで（ＣＨＥＣＫ）、その後の取り組みを改善する（ＡＣＴＩＯＮ）、一連のＰＤＣＡサイクルの構築に努めます。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連動した進行管理を行い、学識経験者や福祉関係者、庁内関係部署などによる「評価委員会」も設置し、計画の進行管理や見直しを行っていきます。評価にあたって、関連するそれぞれの個別計画での評価もふまえていきます。

資　料　編

○かほく市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成２３年１１月２８日

告示第１５６号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図るかほく市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、かほく市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を処理する。

（１）　計画の策定に関すること。

（２）　計画に係る調査等に関すること。

（３）　その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１４人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　保健福祉関係者

（３）　医療関係者

（４）　地域活動団体等関係者

（５）　市内に住所を有する者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選をもって定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する委員がともにいないときは、市長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、市民部健康福祉課において処理する。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

かほく市地域福祉計画策定委員会委員

番号	区分	委員名	推薦組織・団体等	所属・役職等
○ 1	学識経験者	塚田　久恵	石川県立看護大学	准教授
2	保健福祉関係者	伊川　あけみ	石川中央保健福祉センター	所長
3		金田　勉	かほく市民生委員児童委員協議会	会長
4		本多　栄治	かほく市社会福祉協議会	地域福祉係長
◎ 5	医療関係者	北村　立	河北郡市医師会	石川県立高松病院　院長
6	地域活動団体等関係者	木村　喜一郎	かほく市町会区長会連合会	副会長
7		多々見　邦次	かほく市ボランティア連絡協議会	副会長
8		西川　幸男	かほく市老人クラブ連合会	副会長
9		小村　準一	かほく市身体障害者福祉協会	副会長
10		一宮　百合子	かほく市女性協議会	副会長
11		中田　一朗	かほく市校長会	かほく市立金津小学校　校長
12		荒井　三盛	かほく市PTA連合会	会長
13		谷永　恵美	社会福祉法人	眉丈会　天然温泉デイサービス海青クラブ　センター長

◎：委員長　　○副委員長

事務局

市民部長		森田　善明
健康福祉課長		越井　謙一
健康福祉課　課長補佐		南　　岳夫
健康福祉課　社会福祉係	主査	平野　　誠
健康福祉課　社会福祉係	主査	表　　修平

～かほく市地域福祉計画策定に係るアンケート～

・調査対象者　　かほく市在住の１８歳以上の在宅の市民を無作為に抽出

・調査方法　　郵送による配布・回収（返信用封筒を同封）

・調査期間　　平成２９年６月１９日～３０日

・調査の概要

	男性	女性	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代～
母集団	12,972	13,337	812	3,321	3,802	5,275	3,944	5,073	4,082
抽出数	496	504	33	117	124	189	144	220	173
抽出率	3.8%	3.8%	4.1%	3.5%	3.3%	3.6%	3.7%	4.3%	4.2%
回答数	157	231	2	27	41	74	52	99	101
回答率	32%	46%	6%	23%	33%	39%	36%	45%	58%
	未回答	12	未回答	4					

◆抽出数　：　1,000人　　回答数　：　400人　　回答率　：　40%

◆調査対象者の抽出について

・ほぼ均一に抽出されている。

◆回答者の傾向について

・女性の回答率が高い

・10代、20代の回答率が低い

・60代の回答率が高い

■あなたご自身について

【問１　あなたの性別は？】

者の性別は「男性」39%、「女性」58%である。

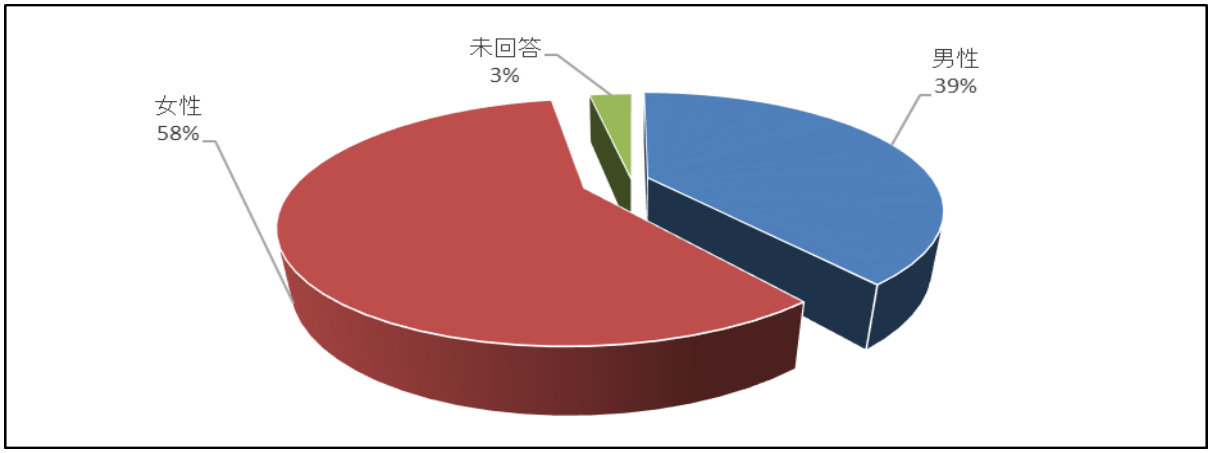

【問2　あなたの年齢（満年齢）は？】

回答者の年齢は、「60 歳代」と「70 歳代以上」がともに 25%で、「40 歳代」が 19%、「50 歳代」が 13%、「30 歳代」が 10%、「20 歳代」が 7%、「10 歳代」が 1%の順である。

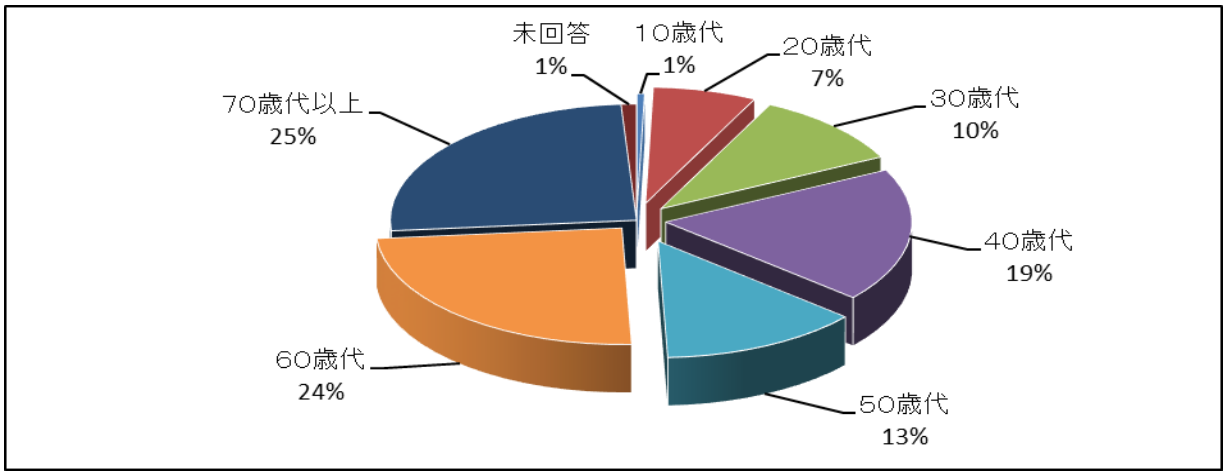

【問3　あなたの職業は？】

回答者の職業は、「会社員」が 30%で最も多く、「無職」、「自営業」、「年金生活者」、「パート・アルバイト」、「専業主婦」が 10%代の前半で、「公務員・団体職員」が 6%、「学生」が 1%、「その他」が 3%である。

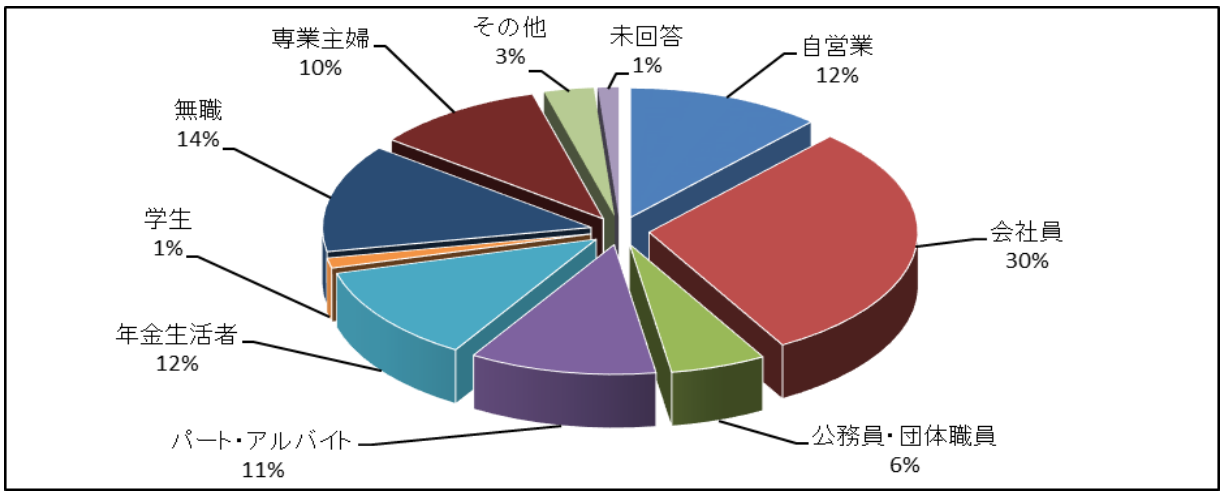

【問4　あなたの家族構成は？】

回答者の家族構成は、「親・子の2世帯」が 48%と最も多く、次いで「親・子・孫の3世帯」が 20%、「夫婦のみ」が 19%、「単身」は 8%、「その他」が 3%である。

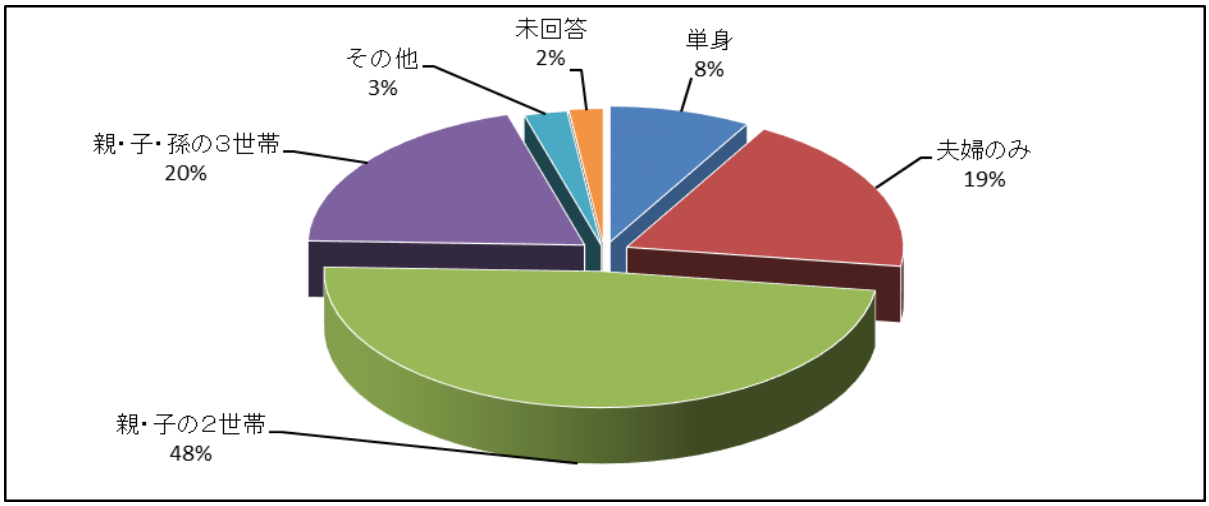

【問5　居住学区】

回答者の居住学区は、「宇ノ気小学校区」が 33%、「高松小学校区」が 24%、「外日角小学校区」が 15%、「七塚小学校区」が 14%、「大海小学校区」が 7%、「金津小学校区」が 4%である。

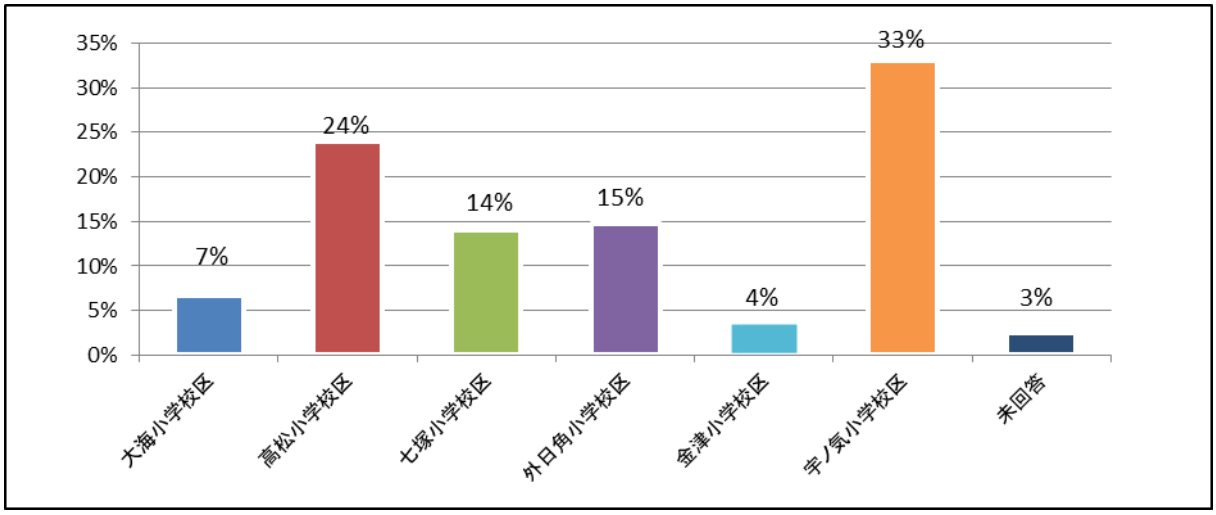

【問6　あなたの住まいでの通算の年数は？】

回答者の住まいでの通算年数は、「20 年以上」が 52%で最も多く、次に「生れたときから現在」が 21%、「10 年～19 年」が 14%、「0 年～4 年」が 7%、「5 年～9 年」の 5%の順である。

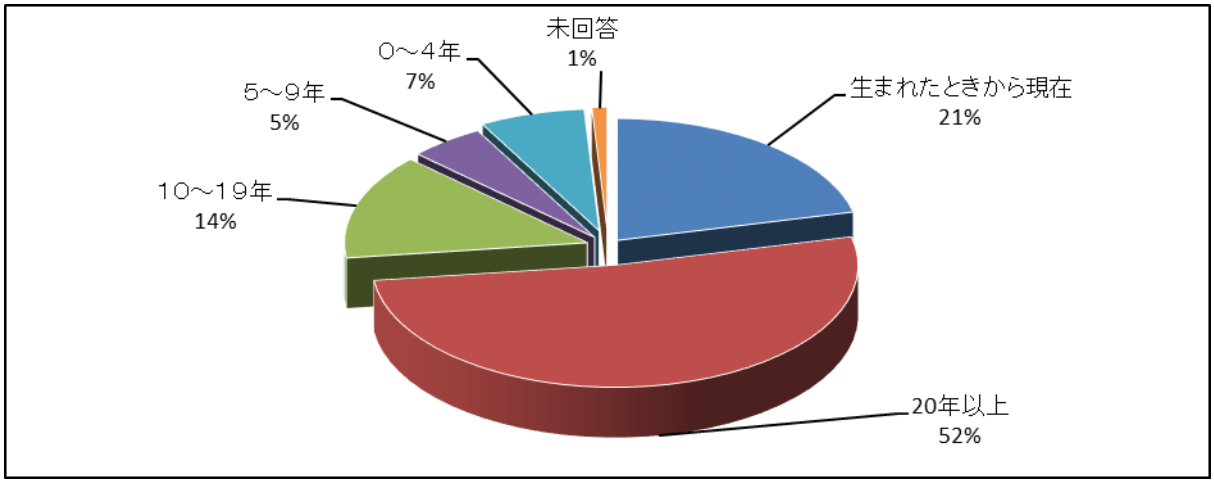

■地域との関わりについて

【問7　あなたの地域（安心して手助けを受けられる、手助けができる範囲）はどんな範囲？】

安心できる地域の範囲は、「隣近所」が 29%、「町会」が 26%の順で、「班」が 17%、「区」が 10%、「市全体」が 7%、「小学校区」が 6%、「市域を超えた広い範囲」と「中学校区（旧 3 町）」がそれぞれ 1%である。

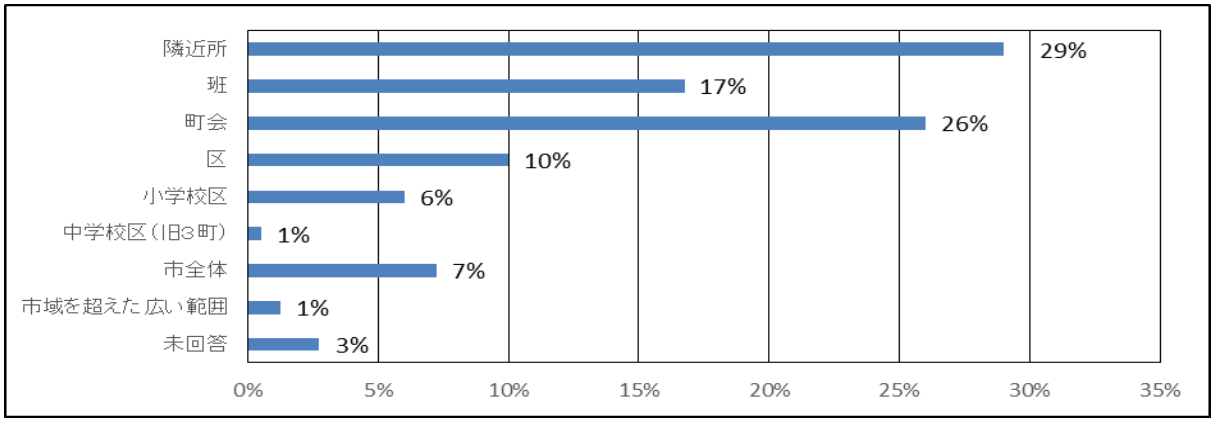

【問8　あなたの日頃の地域での付き合いの程度は？】

日頃の地域での付き合いの程度は、「付き合いは少ない」が 40%で最も多く、「ある程度付き合いがある」が 35%、「よく付き合いがある」が 13%、「困っているときに相談や助け合う」が 5%、「まったく付き合いがない」が 4%、「わからない」が 2%である。

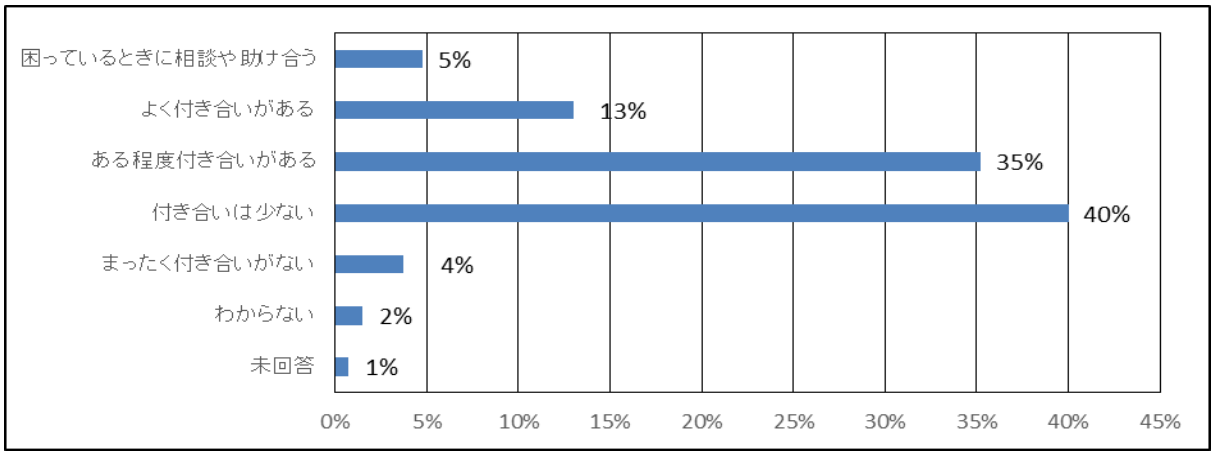

【問9　あなたは地域の付き合いはどの程度が望ましいか？】

地域での付き合いは、「地域住民みんなで助けあう」が 35%で最も多く、「地域住民が行事に参加する」が 24%「地域住民と世間話・あいさつをする」が 23%で、次に「地域の気の合う仲間で助けあう」が 14%、「地域の付き合いは必要ない」が 1%、「その他」が 1%である。

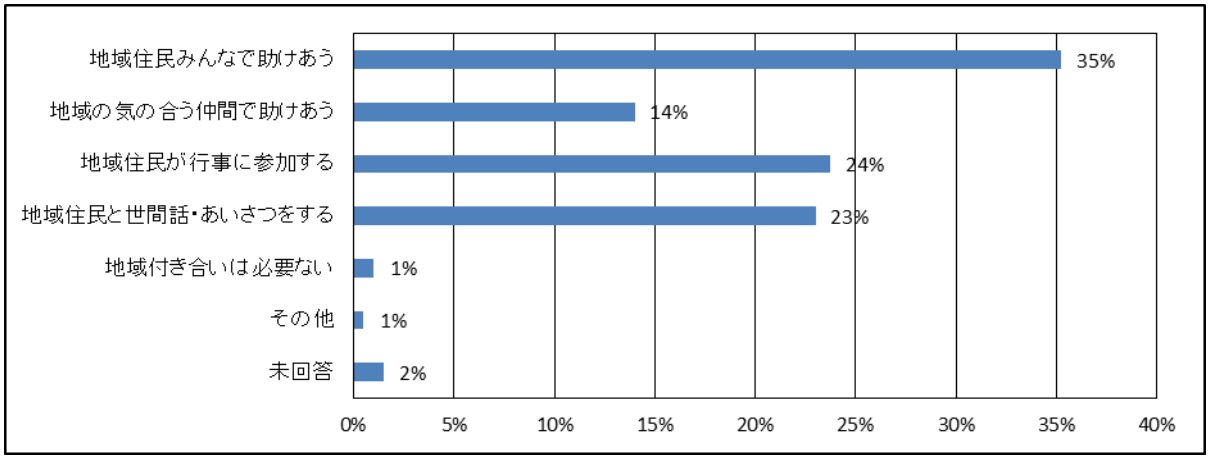

【問10　あなたはお住まいの地区で地域活動や行事の参加は？】

地域活動や行事について、「参加している」が約 1/3 の 63%であり、「参加してない」が 35%である。

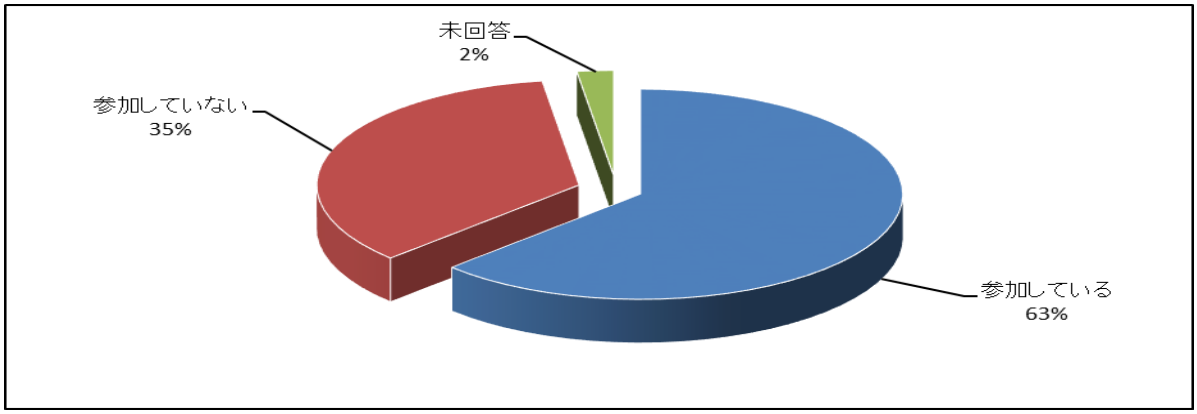

【問11　問10で「参加している」方の地域活動や行事は？】

「区・町会活動」が 26%と「祭り・運動会・文化祭等の行事」が 23%でほぼ半数である。
「老人クラブの活動」と「防災に関する活動」がそれぞれ 9%で、「健康づくり・スポーツの活動」、「子ども会の活動」、「ボランティアグループの活動」、「女性会の活動」、「趣味のサークルやクラブ」、「青・壮年団の活動」、「交通安全・防犯の活動」の順である。

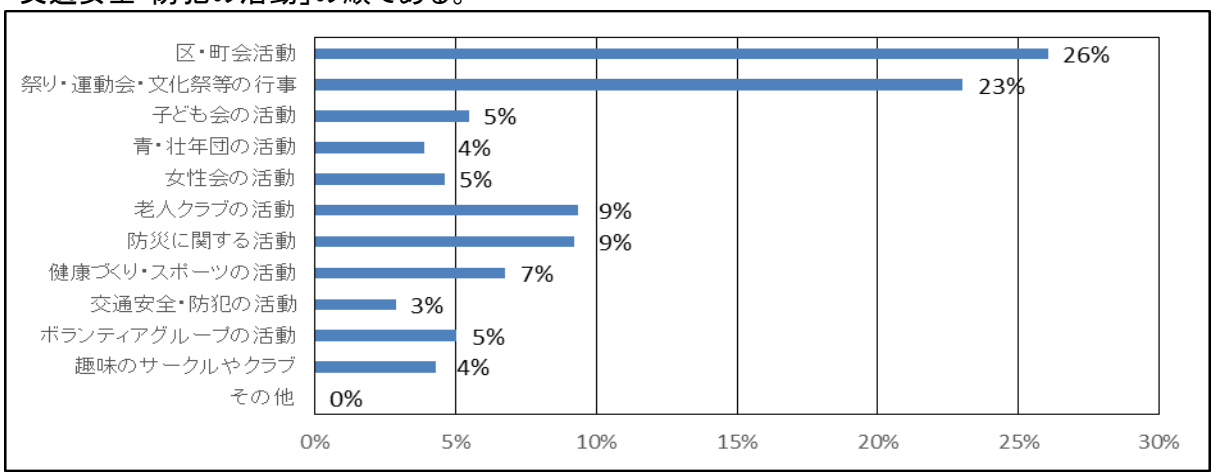

【問12　問 10 で「参加していない」方の理由は？】

参加してない理由は、「仕事で時間がない」が 23%で最も多く、「趣味など自分の時間を優先したい」と「健康や体力に不安がある」が 13%、「興味の持てる活動がない」と「「人間関係がわずらわしい」、「地域活動や行事に関心がない」、「活動したいが、きっかけがつかめない」、「家事・育児・介護等で時間がない」、「その他」、「住まいの地区以外で活動している」の順である。

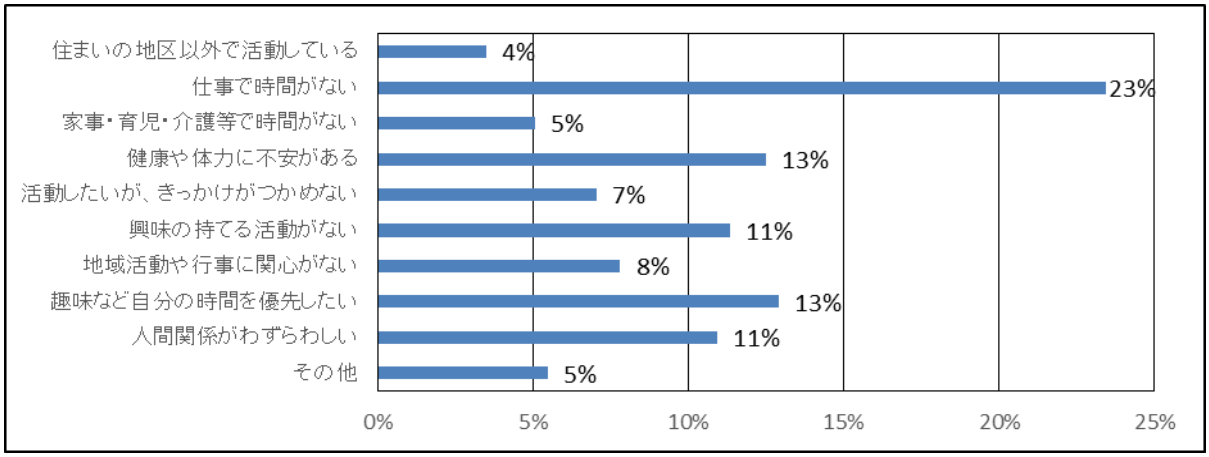

【問13　問11で「ボランティアグループの活動」に参加した方はどの関係ですか】

「福祉関係」が 22%で最も多く、「まちづくり関係」、「環境関係」、「芸術・文化関係」、「募金・寄付・収集活動関係」、「教育関係」、「スポーツ関係」、「災害支援関係」、「その他」、「医療関係」、「国際協力関係」の順である。

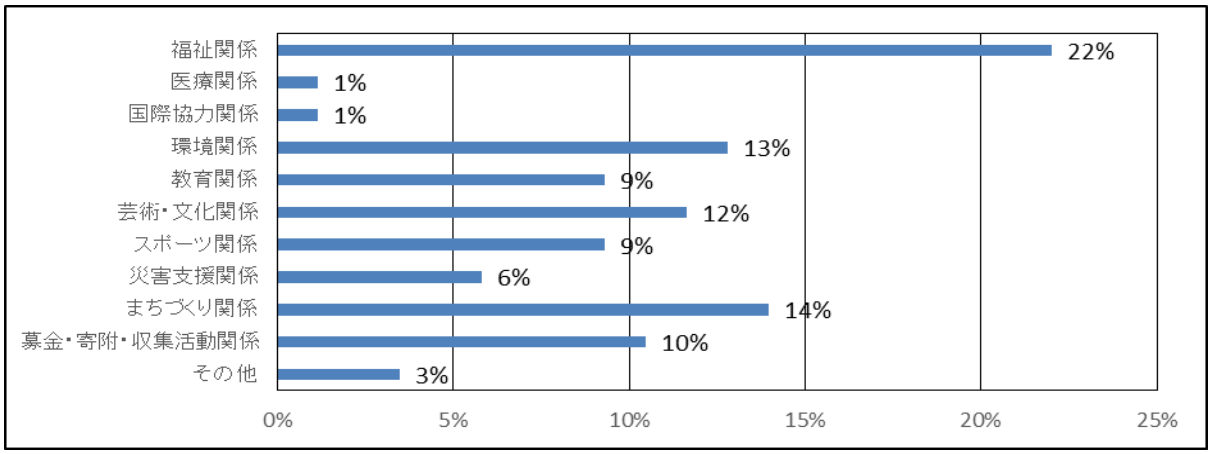

【問14　問11で「ボランティアグループの活動」に参加した方の理由は？】

参加した理由では、「友人や知人に誘われて」が 38%と最も多く、「前々から関心があって自発的に」が 24%、「地域の困っている人の助けになりたい」が 20%、「自分のためになると思って」が 16%で、「時間的な余裕ができた」が 2%の順である。

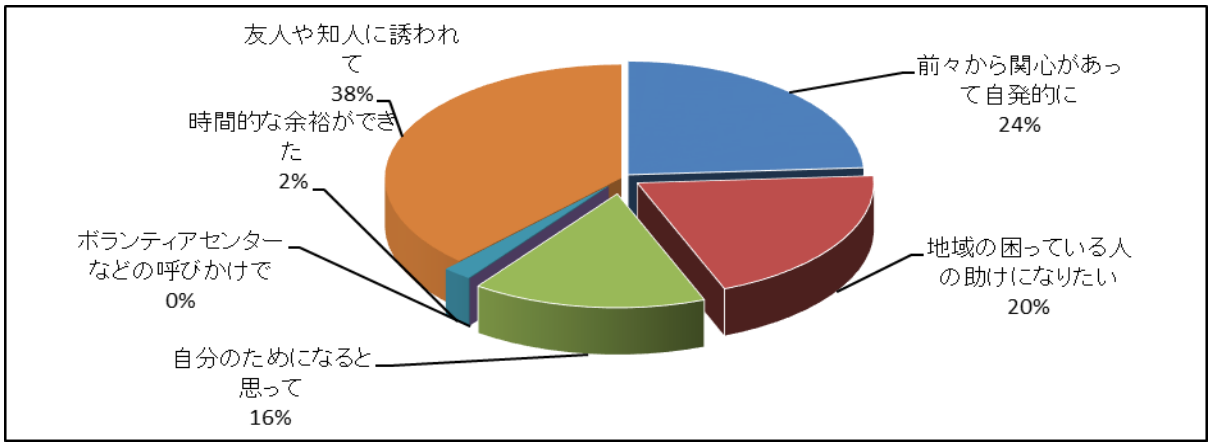

【問15　あなたは、日常生活で日頃不安と思っていることは？】

「老後の生活や介護に関すること」が 26%、「自分や家族の健康に関すること」が 24%で過半数をしめている。次に、「生活費など経済的な問題」が 15%で、「子どもの教育や子育て」、「地域の治安」、「住居」、「家族・親族」、「公共交通」、「地域防災」、「近所の人との人間関係」、「その他」の順で、「特にない」が 5%である。

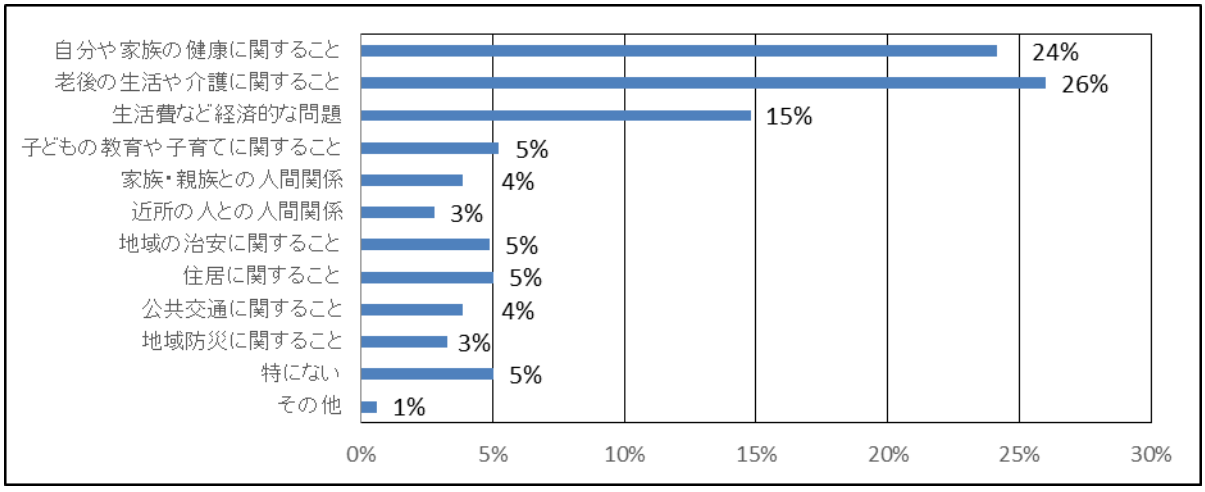

【問16　あなたは、困った事を誰かに相談しているか？】

約 3/4 の方が「相談している」で 77%であり、「相談していない」は 16%である。

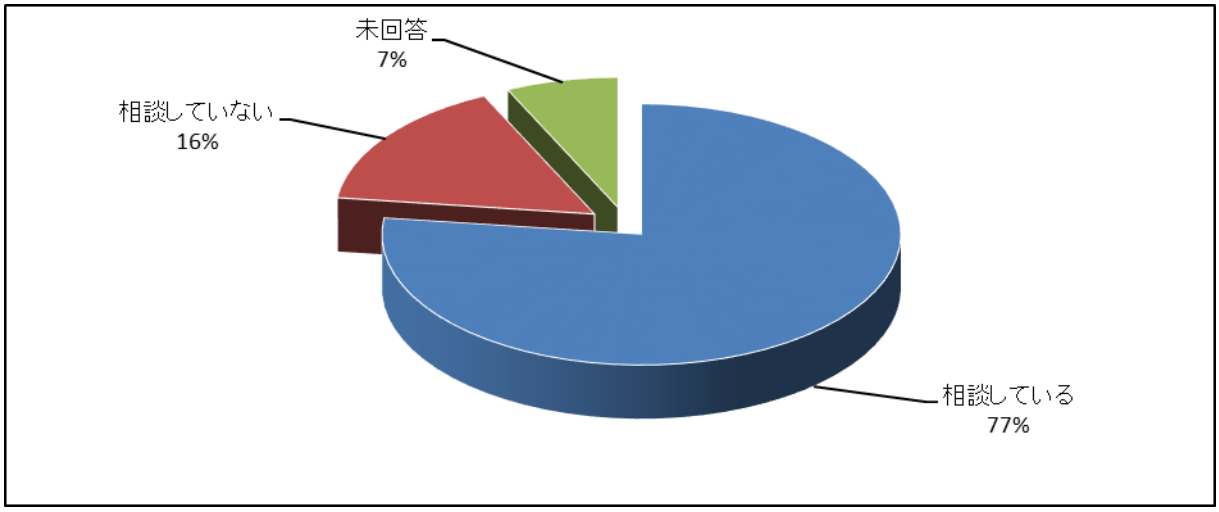

【問17　問16で「相談している」方は誰に相談していますか？】

「家族・親族」が 50%で最も多く、次に「知人・友人」の 30%、「職場の同僚」が 8%、「行政(市役所など)」、「隣近所・町会」、「専門家」、「民生委員児童委員」の順である。

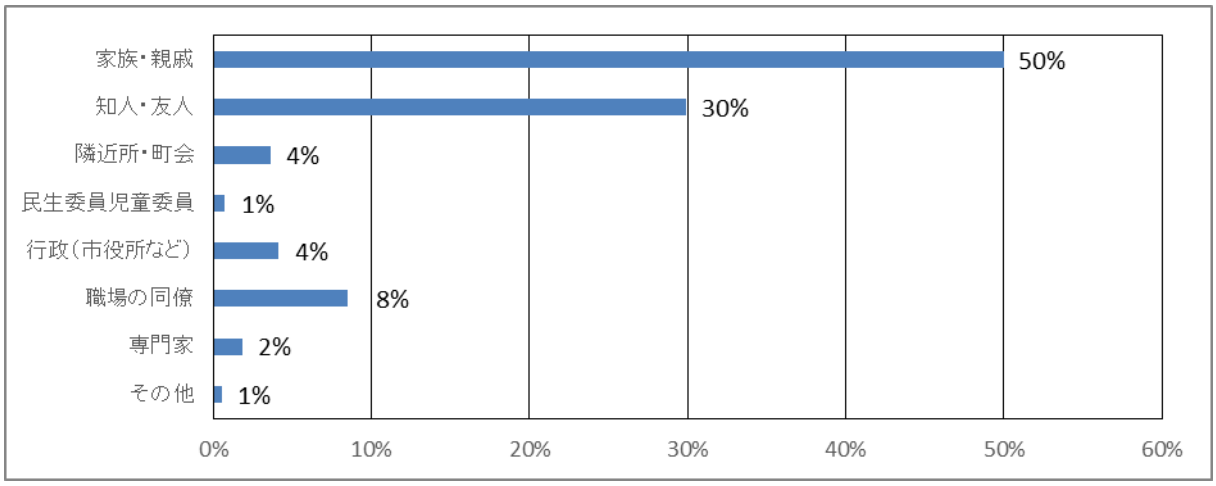

【問18　問16で「相談していない方」の理由は？】

「気軽に相談できる相手がいない」が 28%、「他人の世話になりたくない」が 22%、「誰に相談して良いか分からない」が 17%、「相談内容を他人に知られたくない」が 12%、「その他」が 21%の順である。

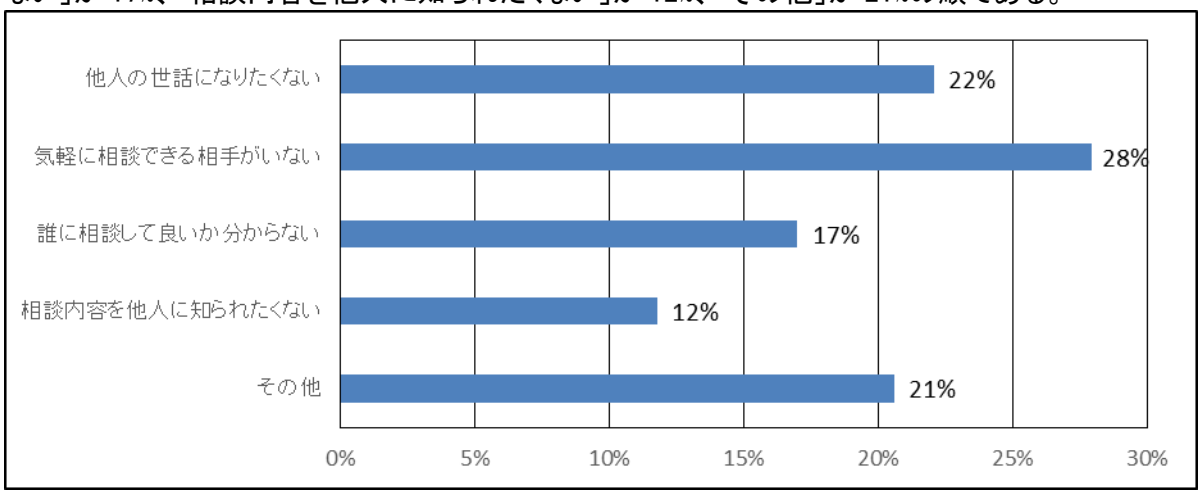

【問19　地域の様々な福祉分野の生活課題に対し、地域住民の支えあい、助け合いの必要性は？】

「必要だと思う」が 42%、「できればあった方がよい」が 44%で、合わせて 86%が必要と思っている。
「必要だとは思わない」が 3%、「分からない」が 6%である。

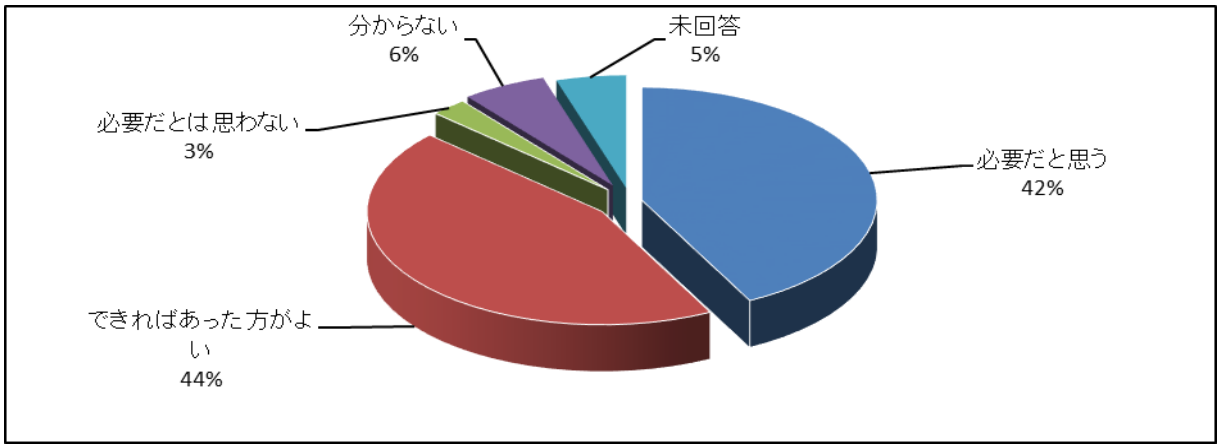

【問20　問19で「必要」や「あった方がよい」と回答の方が支援や協力できることは？】

手助け」が 15%、「除雪の手伝い」が 12%である。
次に、「ゴミ出し」、「子どもの登下校時の見守り」、「買い物の手伝い」、「住居内の軽作業」、「外出や通院の手助け」、「短時間の子守り」、「食事の用意」の順である。

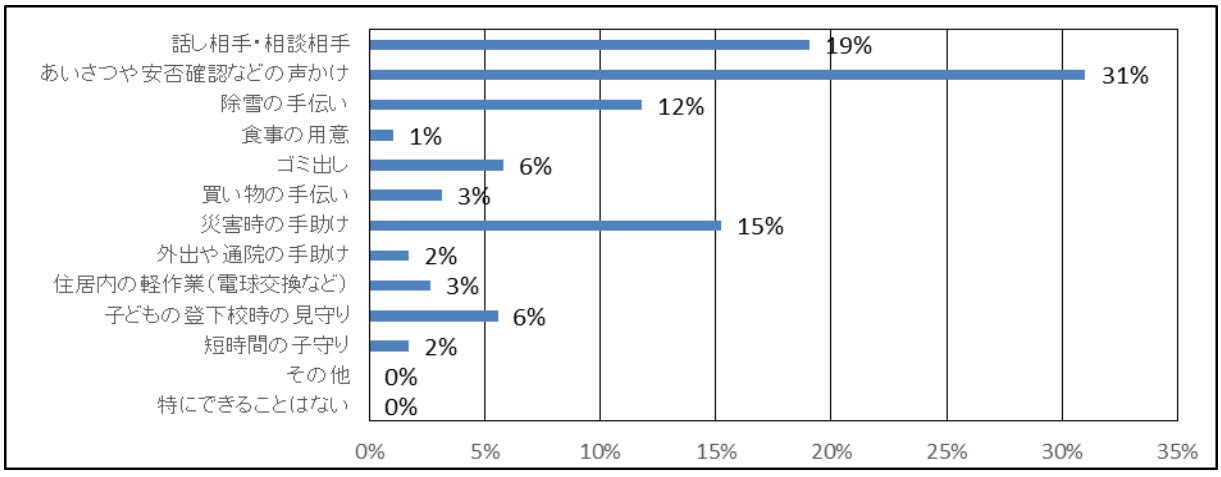

【問21　あなたは、問20の例示のような地域住民による支援や協力を受けたいと思うか？】

「受けたい」が 17%、「どちらかというと受けてもよい」が 24%、合わせて 41%である。
「受けなくてよい」が 8%、「どちらかというと受けなくてもよい」が 11%、合わせて 19%である。
また、「どちらとも言えない」が 33%である。

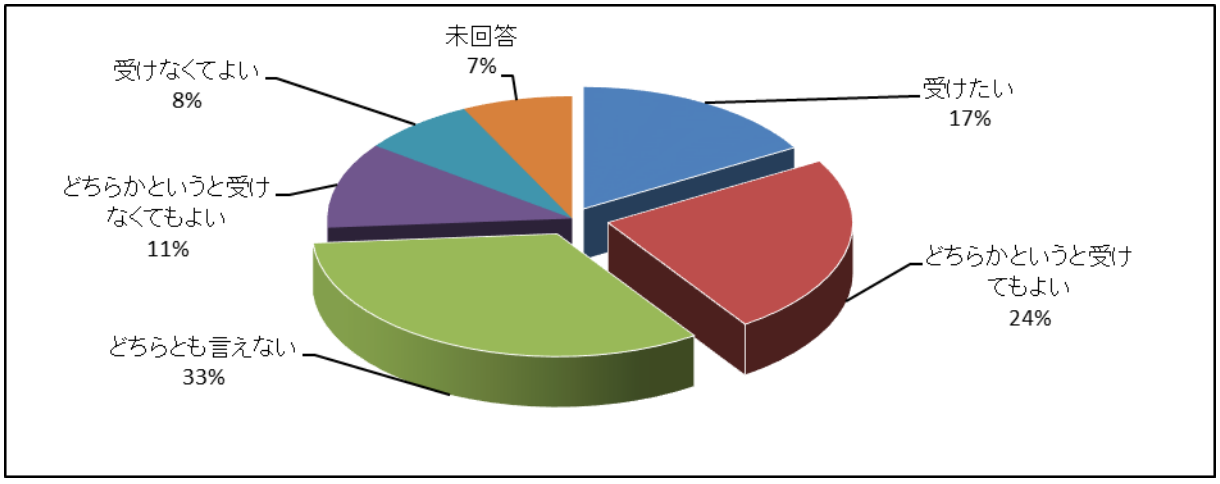

【問22　問21で「受けたい」や「受けてもよい」の方は支援や協力を受けたい内容は何ですか？】

「あいさつや安否確認などの声がけ」が 29%と最も多く、次に「話し相手・相談相手」と「災害時の手助け」がそれぞれ 18%である。次に「除雪の手伝い」が 13%、「子どもの登下校時の見守り」等のきめ細かな支援や協力である。

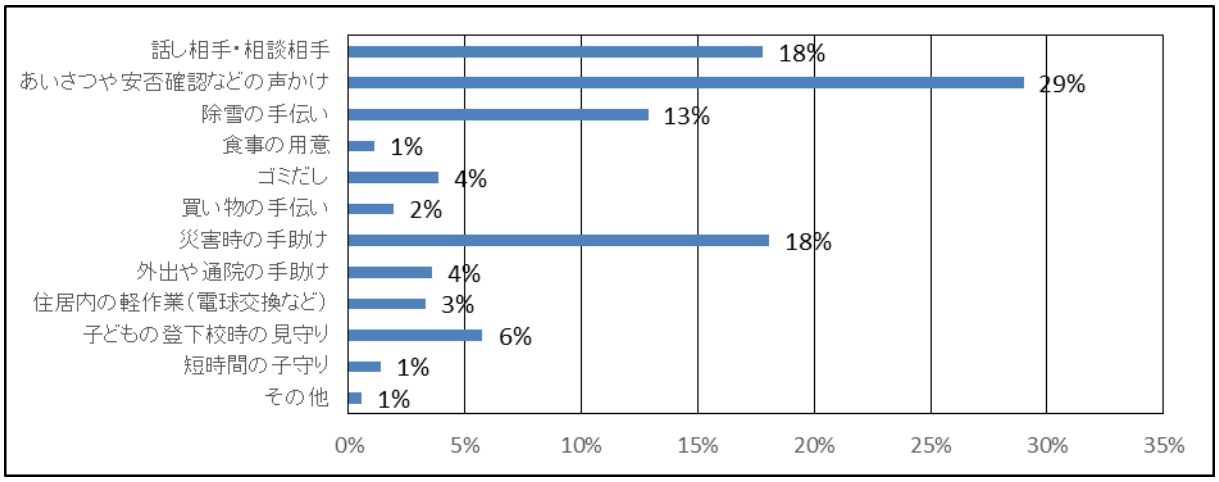

【問23　問21で「受けなくてよい」や「どちらかというと受けなくてもよい」の方の理由は何ですか】

「必要性を感じない」が 48%で最も多く、次に「プライバシーが守られるどうか不安」が 16%、「他人の世話になりたくない」が 14%、「地域の人に気を使うことが嫌」が 10%、「その他」が 12%の順である。

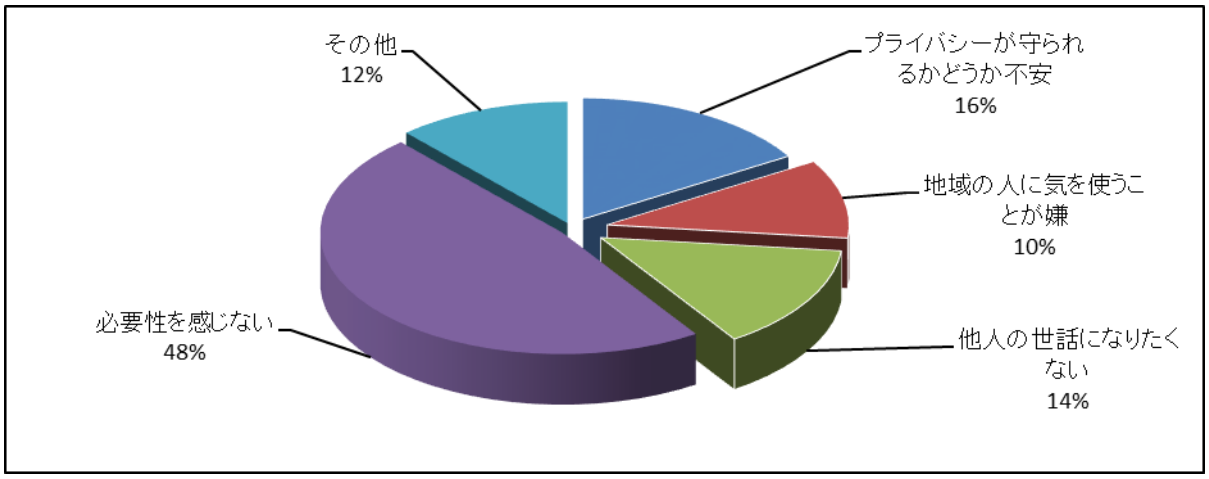

■かほく市について

【問24　あなたは、かほく市が好きですか】

「好き」が 73%と圧倒的に多く、「嫌い」が 3%で、「わからない」が 20%である。

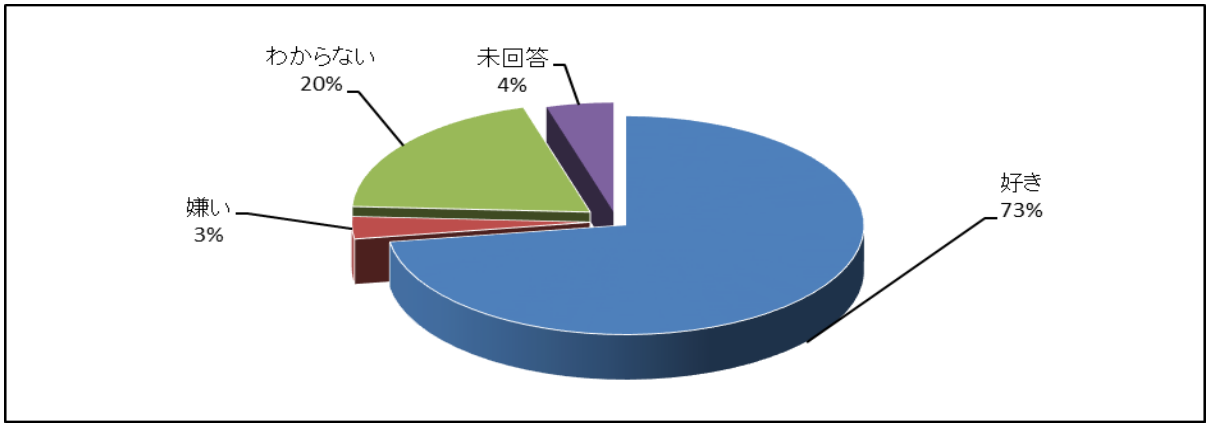

【問25　問24で「好き」の方は、かほく市のどこが好きですか？】

「家・土地があり昔から住んでいる」が 25%と多く、「近くに友人、知人、親類がいる」が 17%、「自然環境が良い」が 16%、「買い物など生活に便利」が 15%、「近所づきあいが良い」、「医療サービスが整っている」、「子育てや教育環境が整っている」、「福祉サービスが充実している」、「働く場がある」、「文化・スポーツなどの環境が整っている」の順である。

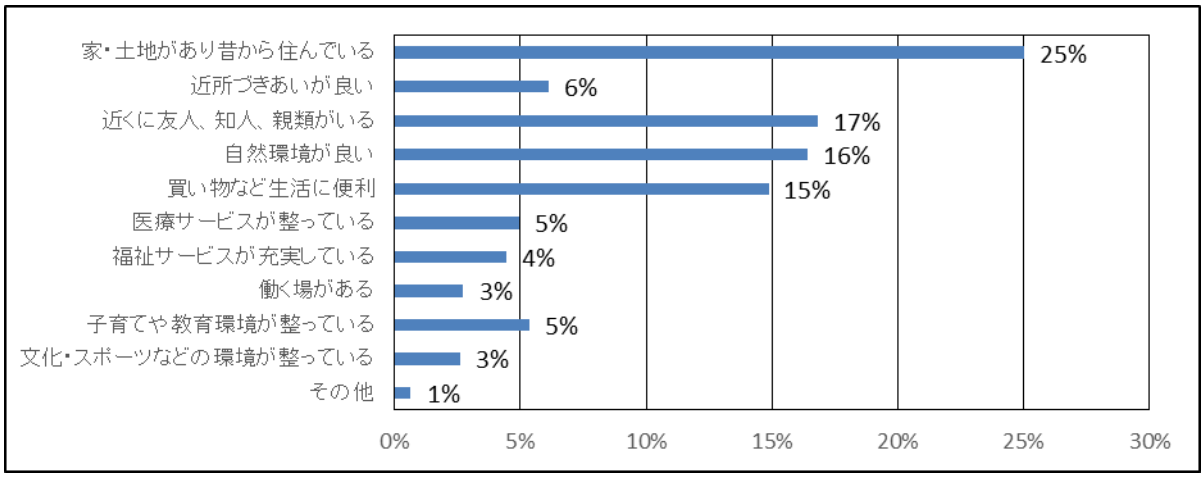

【問26　問24で「嫌い」の方は、かほく市のどこが嫌いですか？】

「買い物など生活に不便」が 19%、「働く場がない」と「近所づきあいが良くない、面倒である」がともに 17%、「通勤、通学に不便」が 13%、その他の項目については次の図を参照する。

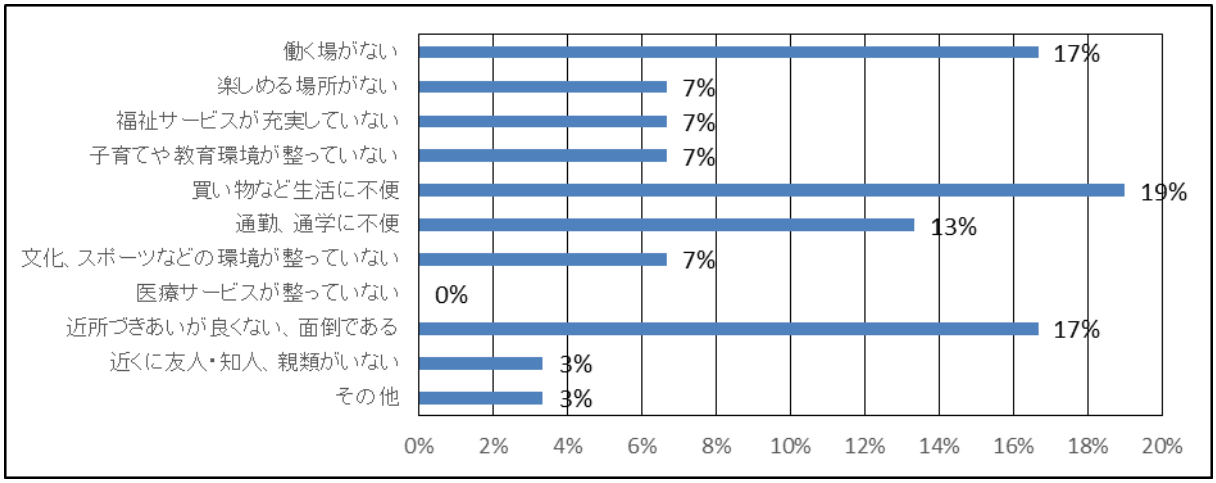

【問27　かほく市はどのようなまちだと思いますか？】

☆地域で支えあい自立できるまち

「そう思う」が 11%、「どちらかといえばそう思う」が 49%で、合わせて 60%である。
「そう思わない」が 3%、「どちらかといえばそう思わない」が 7%で、合わせて 10%である。

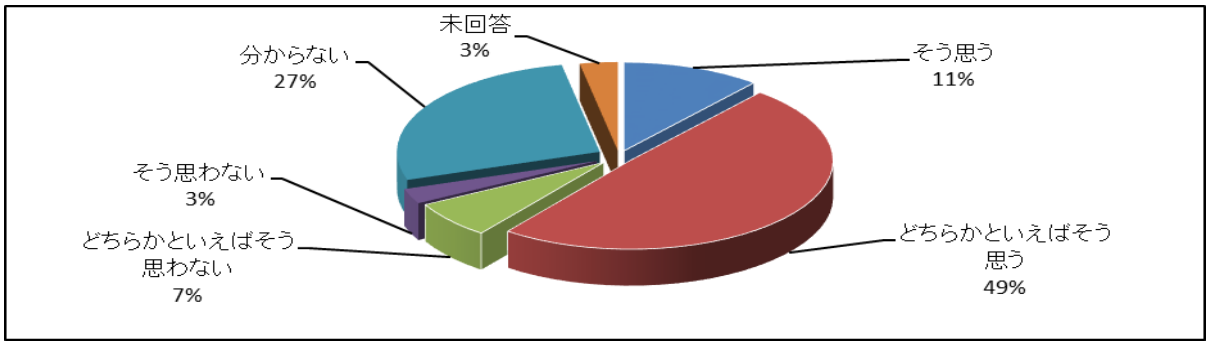

☆高齢者が生きがいを持って元気に過ごせるまち

「そう思う」が 12%、「どちらかといえばそう思う」が 45%で、合わせて 57%である。
「そう思わない」が 4%、「どちらかといえばそう思わない」が 10%で、合わせて 14%である。

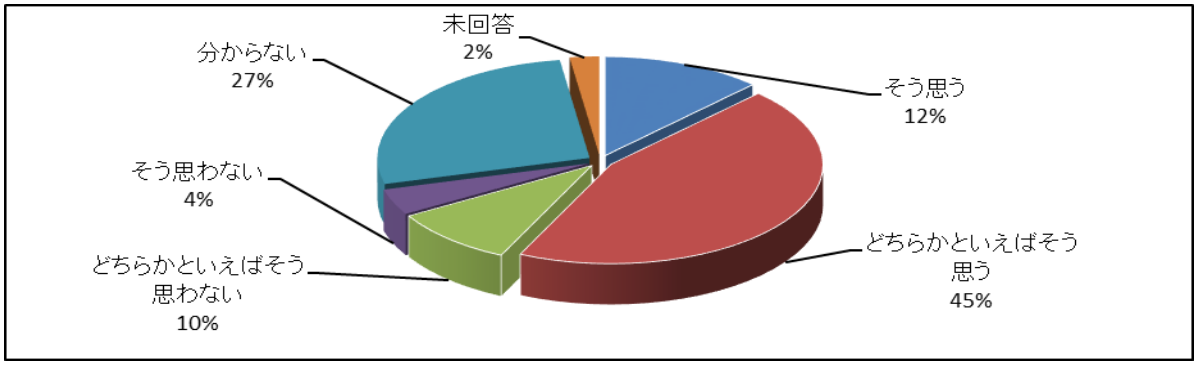

☆安心して子育てのできるまち

「そう思う」が 27%、「どちらかといえばそう思う」が 43%で、合わせて 70%である。
「そう思わない」が 2%、「どちらかといえばそう思わない」が 2%で、合わせて 4%である。

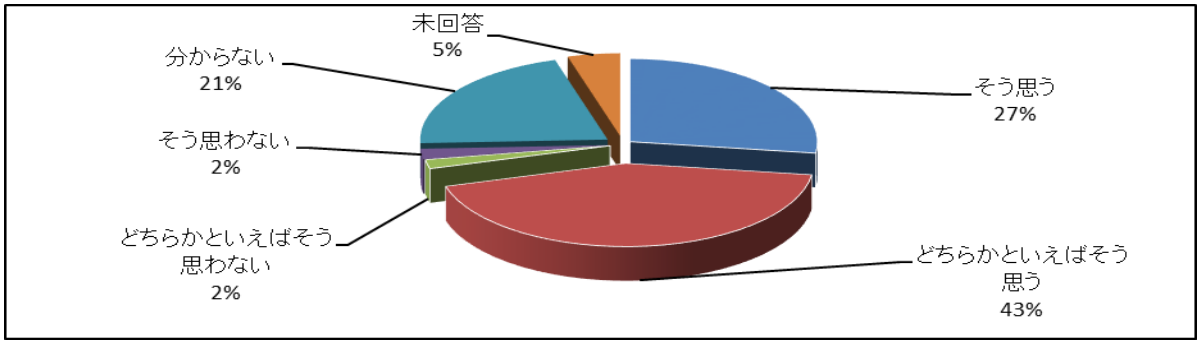

☆障がいのある人が自立と社会参加を目指す思いやりのまち

「分からない」が 47%である。「そう思う」が 7%、「どちらかといえばそう思う」が 30%で、合わせて 37%である。
「そう思わない」が 5%、「どちらかといえばそう思わない」が 8%で、合わせて 13%である。

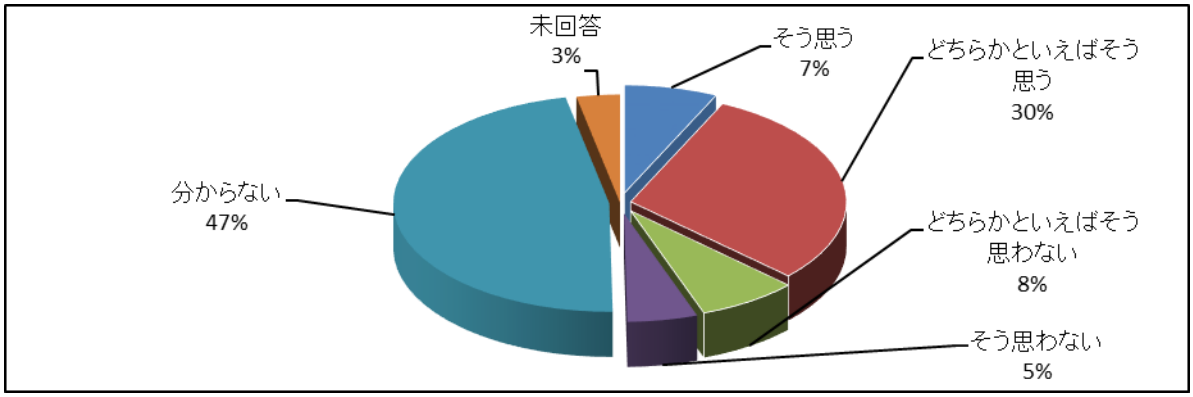

【問28　あなたは、地区を担当している「民生委員児童委員」を知っていますか？】

「顔や名前を知っている」が 35%、「名前を知っている」が 14%、「知らない」が 49%である。

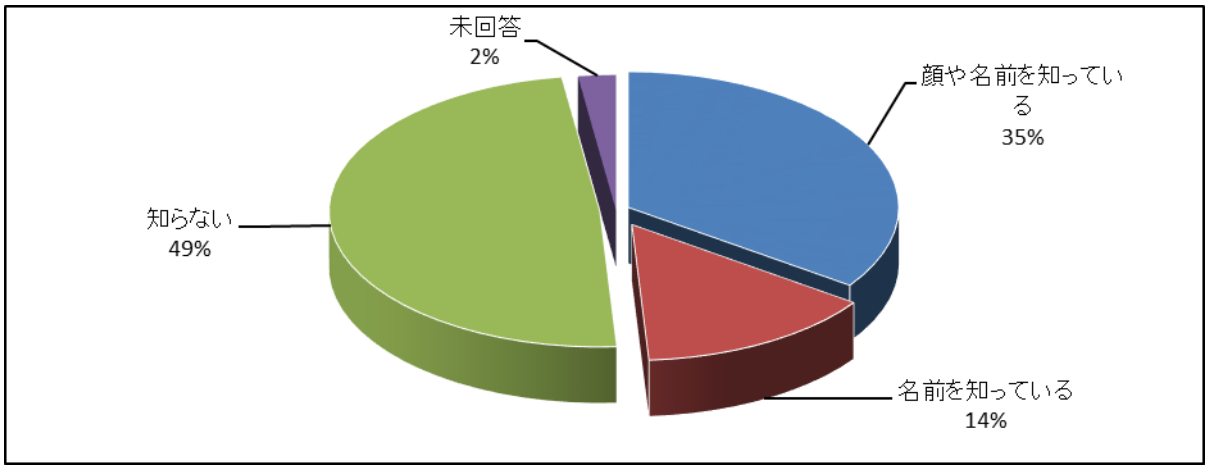

【問29　あなたは、「社会福祉協議会」を知っています？】

「名前も活動内容も知っている」が 19%、「名前を知っているが、活動内容は良く分からない」が 39%、「知らない」が 38%である。

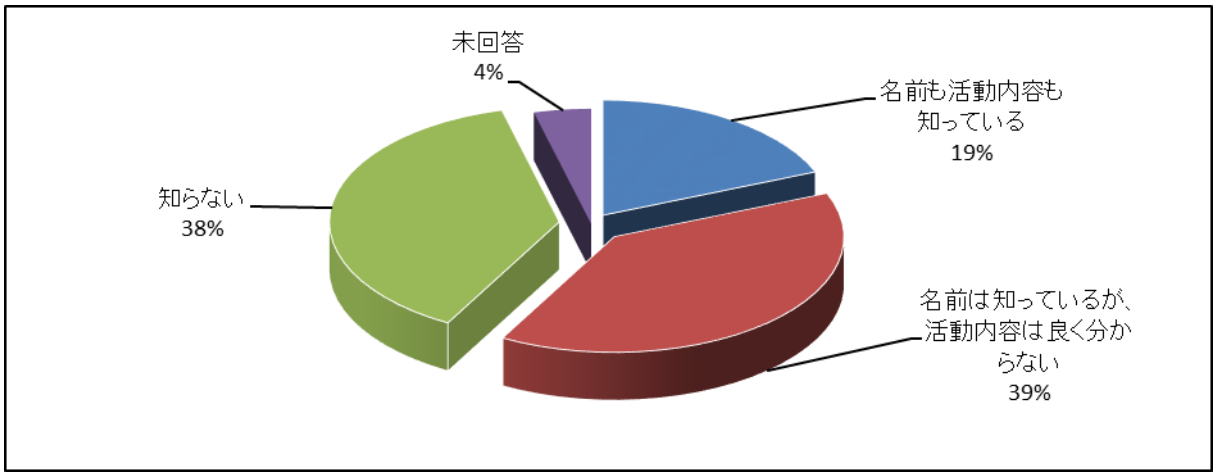

【問30　あなたは、地域づくりが目的の「NPO法人」を知っていますか？】

「名前も活動内容も知っている団体がある」が 14%、「名前を知っている団体があるが、活動内容はよく分からない」が 41%、「知らない」が 40%である。

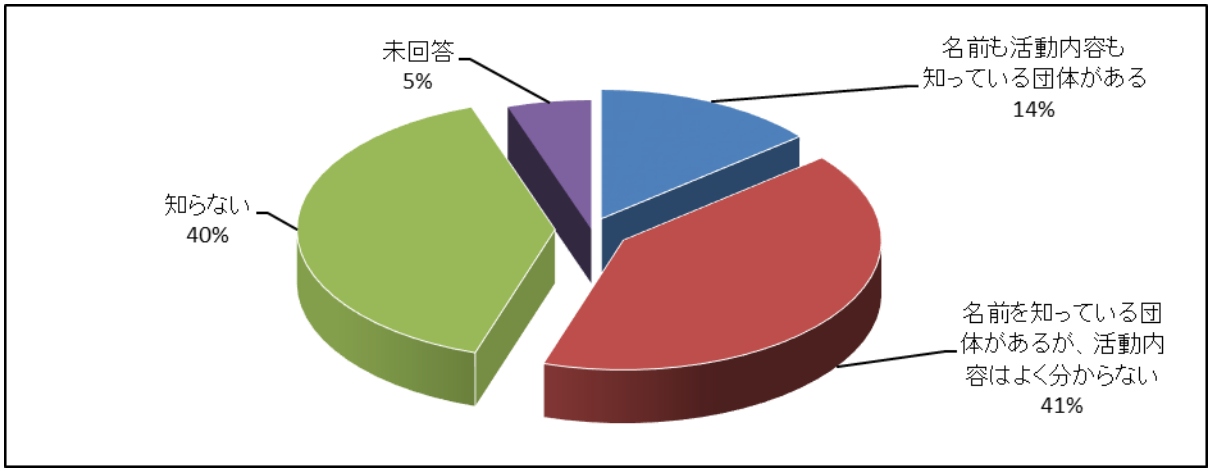

【問31　これからのかほく市にとって特に重要な福祉課題】

「高齢者福祉の充実」が 18%で最も多く、「住民の支えあい、助け合いができるまちづくり支援」が 14%、「身近なところでの相談窓口の充実」が 11%、「福祉教育の充実」と「子育て支援の充実」が 9%の順である。

その他の福祉課題については次の図を参照する。

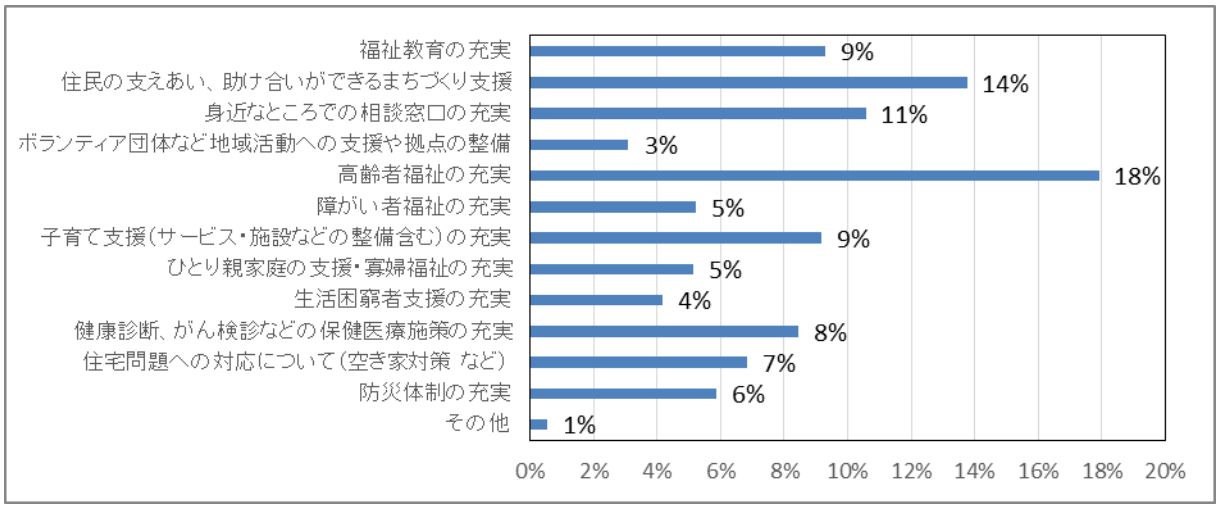

【問32　かほく市の地域づくりの担い手にふさわしい人や団体は？】

「地域住民（隣近所）」が 23%、「区・自治会」が 22%、「行政機関」が 19%、「保健・福祉サービスの提供事業所」が 13%、「社会福祉協議会」が 9%、「NPO・ボランティア団体」が 7%、「民生委員児童委員」が 6%である。

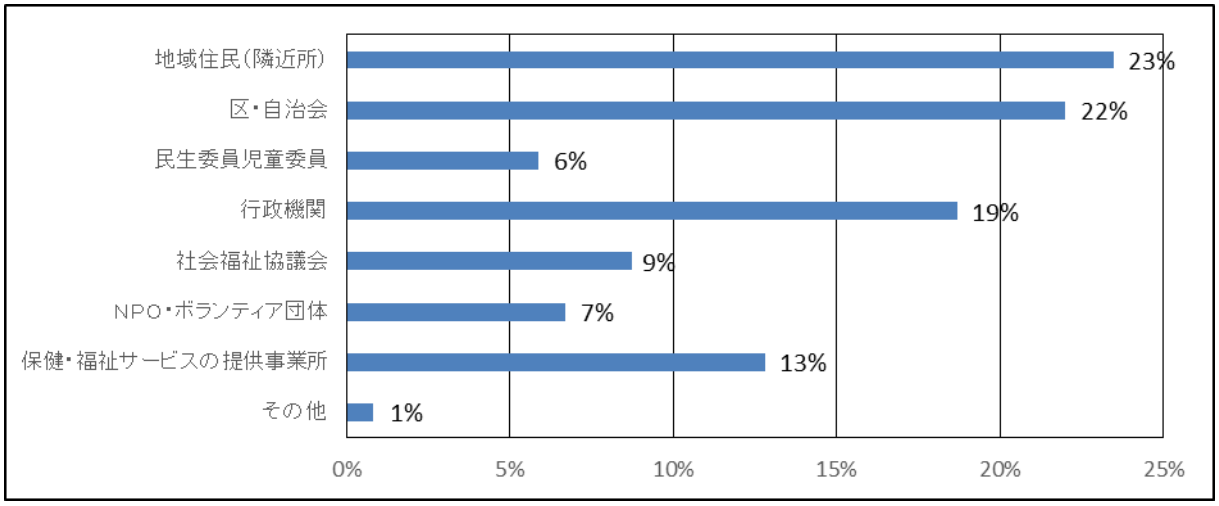

用語説明

あ　行

アウトリーチ　Ｐ４４

社会福祉を利用する者の全てが、自ら進んで利用できるわけではないことから、社会福祉の実施機関が、潜在的な利用希望者に手を差し伸ばし、利用を実現させるような積極的な支援を行うこと。

いきいき百歳体操　Ｐ２３

米国国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成１４年に高知市が開発した重りを使った筋力運動の体操。かほく市でも自主運動グループへの支援を行っており、広がりをみせている。

オレンジリボンキャンペーン　Ｐ４３

２００４年、栃木県小山市で３歳と４歳になる二人の兄弟が父親の友人から暴行を受け、命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、児童虐待のない社会になることを願って始まったものである。

「児童虐待防止全国ネットワーク」が、２００６年よりオレンジリボン運動の総合窓口を担っている。「子どもの命と心を守る」「家族の子育てを支援する」「里親と施設の子育てを支援する」「地域の連帯を広げる」を目標に掲げ、毎年１１月の児童虐待防止月間には国や地方自治体と連携し、全国的なキャンペーンを実施している。

NPO 法人　Ｐ４７

Non Profit Organization の頭文字をとった名称であり、非営利団体を意味する。

特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することで、NPO 法人（特定非営利活動法人）となり、多岐の分野にわたり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とする活動を行う。

か　行

かほく市子ども総合センター　Ｐ２６

通称「おひさま」。

子育て支援の充実を図ることを目的に、利用者の子育てに関する悩みや相談に対して、関連の機関や施設、団体と連携をとりながら、適切なアドバイスや提案、支援を行う行政機関である。

かほく市子ども発達相談支援センター　Ｐ２６

平成２４年１０月１日に設立。

子どもの行動の「気になること」「困っていること」、関わり方の疑問等への相談・支援を行う行政機関である。

障害の診断、判定、治療を行う機関ではない。相談者の要望や必要に応じて、保育園や幼稚園、学校等へ出向いての相談や、他の機関への紹介も行う。

官民協働　Ｐ３３

市役所などの公的な機関と民間企業、住民などが、目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。

買物難民　Ｐ４７

高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる方（いわゆる「買物難民」「買物弱者」「買物困難者」）が増えてきており、「食料品アクセス問題」として社会的な課題になっている。

緊急通報システム　Ｐ３０

かほく市の高齢者を支える福祉サービスとして、一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、安否確認が必要な方を対象として、緊急通報装置を貸与し、緊急時にオペレーターが緊急連絡先に対象者の安否確認を要請するもの（人感センサーにより高齢者の動きも２４時間見守る）。

虐待　Ｐ４３

児童虐待の定義は以下のとおり。

「身体的虐待」：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する　など

「性的虐待」：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする　など

「ネグレクト」：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない　など

「心理的虐待」：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう　など

児童以外には、高齢者虐待や障害者虐待がある。

協議体　Ｐ３９

地域包括ケアシステムに位置づけられた仕組み。

設置主体は市町村であり、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

健康寿命　Ｐ２２

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

ごみ屋敷　Ｐ１

ごみなどの物が屋内や屋外に積まれ放置され、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危険性が生じるなど、本人又は近隣の生活環境が損なわれている状態（不良な生活環境）にある建築物やその敷地をいう。

居住者が自ら出すごみはもとより、場合によっては、近隣のごみ集積所からごみを運び込んだり、リサイクル業を営んでいたりしてごみを溜め込んだりすることもある。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）　Ｐ２６

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第４７条の６）に基づいた仕組み。

さ　行

社会福祉法　Ｐ２　（抜粋）

【第１０７条】市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

一　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

二　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

三　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【第１０９条】市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業

を経営する者の過半数が参加するものとする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

２　地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

３　市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

４　市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

５　関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

６　市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

社会福祉協議会　Ｐ２

社会福祉法に基づき、全ての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核的としての役割を担い、さまざまな活動を行っている営利を目的としない民間組織である。

自主防災組織　Ｐ３２

災害対策基本法第５条２において規定されている、地域住民による任意の防災組織。

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。

自立支援医療　Ｐ１５

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である。

精神通院医療：精神保健福祉法第５条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により誠実に効果が期待できる者（１８歳以上）

育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（１８歳未満）

制度の狭間　Ｐ１

生活保護制度や、高齢者福祉制度、障害者福祉制度など、様々な生活を支える仕組みがあるが、制度による対応ができない課題がある状況をいう。

成年後見制度　Ｐ４３

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度。

「法定後見制度」と「任意後見制度」の２つがあり、また、法定後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれ、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用する。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する。

セーフティネット　Ｐ４０

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種である。

総合相談　Ｐ３８

地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度につなげる等の支援を実施する。

措置入所　Ｐ４３

経済的理由や家族などによる虐待などによって、自宅で生活することが困難な高齢者や障害者を、市町村等が法律に基づいて高齢者福祉施設や障害者支援施設などに入所させること。

た　行

地域共生社会　Ｐ１

厚生労働省が「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成２９年２月７日　厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づき示した。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

地域ケア会議　Ｐ３９

地域包括支援センター（介護保険法に定められた高齢者の総合的な支援を行う機関）などが主催し、高齢者分野の個別ケース（困難事例など）について、多職種や住民などの関係者間で検討を重ねることにより、地域の共通課題を共有し、課題解決に向けて関係者間の調整、ネットワーク化などをはかり、新たな社会資源の開発や施策化を目的とするもの。

超高齢社会　Ｐ１８

WHO（世界保健機構）の定義では、全人口に占める６５歳以上の高齢者の割合が７％を超えると「高齢化社会」、１４％を超えると「高齢社会」、２１％を超えると「超高齢社会」となる。

日本では１９７０年（昭和４５年）に「高齢化社会」、１９９５年（平成７年）に「高齢社会」、２００７年（平成１９年）に「超高齢社会」となっている。

当事者団体・自助グループ　Ｐ４４

なんらかの障害・困難や問題、悩みを抱えた人が、共通な問題を抱えている個人や家族と共に当事者同士の自発的なつながりで結びついた団体・グループのこと。その問題の専門家のグループの運営を委ねず、あくまで当事者たちが中心となっていることが特徴的である。

DV（ドメスティック・バイオレンス）　Ｐ４３

明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「ＤＶ防止法」と呼ばれることもある。

な　行

ニッポン一億総活躍プラン　Ｐ１

平成２８年６月２日に、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すために、政府が閣議決定した。

我が国の経済成長の隘路（あいろ）の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むものであり、日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの三本の矢の経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くする、そのような新たな経済社会システムづくりに挑戦していくものである。

認知症疾患医療センター　Ｐ４６

認知症に関する専門医療相談や鑑別診断（病名を見極める）を行う。また、関係機関に情報提供や研修会などの開催や講師派遣を行う機関。

認知症サポーター養成講座　Ｐ２８

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を全国で養成している。地域や職域・学校などで養成講座を開催している。

は　行

配偶者暴力相談支援センター　Ｐ４３

配偶者からの暴力全般に関する相談窓口である。石川県では「県女性相談支援センター」がセンターの機能を果たしており、配偶者やパートナーから向けられる暴力（ドメスティック・バイオレンス）をはじめ、女性のさまざまな相談に相談員が応じ、悩みや問題の解決に向けた支援を行っている。

８０５０問題　Ｐ１

主に「引きこもり」など何らかの理由により、安定した収入を得ないまま５０歳程度に達した子どもと、８０歳程度の親からなる世帯に生じる問題をいう。

親が高齢や死亡することで収入が途絶えたり、病気や介護の負担が増えたりすることで、世帯が孤立、困窮する問題がある。

ひきこもり（ニート）問題　Ｐ４０

「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、６か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでいる。

家庭内暴力や、経験の不足による就労困難、生活リズムが崩れることによる体調不良などの問題が発生する場合がある。

類似的に「ニート」が用いられるが、厚生労働省のニートの定義は、「非労働力人口のうち、１５～３４歳に限定し、家事も通学もしていないその他の者」である。

フォーマル・インフォーマルなサービス　Ｐ４５

フォーマルを公式、インフォーマルを非公式と訳されるが、福祉分野では表現が異なる。

「フォーマルサービス」：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。

「インフォーマルサービス」：フォーマルサービス以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPO などの制度に基づかない援助などが挙げられる。

複合問題　Ｐ１

複数の問題が合わさって一つの大きな問題となること。

たとえば、一つの世帯に介護が必要な親と障がいの子がおり、それぞれが生活上に何らかの問題を抱えることにより、世帯において生活のしづらさや社会参加ができないなど、複雑で大きな課題が生じることをいう。

福祉サービス利用支援事業　Ｐ４３

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業であり、社会福祉協議会が実施している。

援助の内容は、日常的なお金の管理のお手伝い、日常生活に必要な手続きのお手伝い、大切な書類などのお預かり、福祉サービスの利用のお手伝いである。

サロン活動　Ｐ３０

地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。

高齢者、障害者、子育て中の親などのサロンがある。

防災士　Ｐ３２

“自助（自分の命は自分で守る)”“共助（地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐ)”“協働（市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する)”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技術を習得したことを、日本防災士機構が認証した人。

ま　行

見守り配食サービス　Ｐ３０

かほく市の高齢者を支える福祉サービスとして、買物・調理が困難な一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、毎日安否確認する人が身近にいない方を対象として、栄養バランスの取れた高齢者用の食事を配達し、利用者の安否確認を行う。

民生委員児童委員（協議会）　Ｐ３０

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や　行

UIJターン　Ｐ３５

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。

「Uターン」: 出身地に戻る形態

「Iターン」: 出身地以外の地方へ移住する形態

「Jターン」: 出身地の近くの地方都市に移住する形態

ゆるやかな見守り　Ｐ３０

一般家庭に出入りする機会のある業者や、地域住民がよく利用する店・企業などが、住民の「いつもと違う」「何かおかしい」とささやかな変化に気づいたときに、行政に連絡するなど、特定の方を対象としない見守り活動であり、石川県も推進している。

ら　行

老老介護　Ｐ１８

高齢者が高齢の要介護者（配偶者、親）を介護すること。平均寿命の伸長によって要介護者（特に後期高齢者）が増加するとともに、介護者においても高齢化の傾向が強まってきていることが背景にある。場合によっては、介護者と要介護者の共倒れや、介護者が要介護者を殺害するなどの事件に至ることもある。

平成３０年　２月２３日

かほく市長　　油野　和一郎　　様

かほく市地域福祉計画策定委員会
委員長

第２次かほく市地域福祉計画の策定について（提言）

今年度本委員会では、第２次かほく市地域福祉計画の策定事業を進めてまいりました。

かほく市総合計画の基本理念「海とみどりに抱かれた、にぎわいあふれるまち～人が集い、人を育み、そして発展を続けるまち～」を具現化するための、健康福祉分野の基本方針である「安全・安心　～人を守り安心して暮らせるまちづくり～　」をふまえ、第２次かほく市地域福祉計画では、第１次計画の基本理念を継承し、具体策を検討いたしました。

下記意見を付して第２次かほく市地域福祉計画を提言いたします。

記

１．地域福祉の更なる推進を図るため、全ての市民、関係機関団体等に対し、あらゆる機会、媒体を通して、この計画を広く周知すること。

２．第１次計画の基本理念「おたがいさまの心でつなぎ、みんなで支えあうまち　かほく」を継承し、「地域共生社会」の実現に向け、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに努めること。

３．多様化する地域課題に対して、行政の関係部局の連携を強化し、専門職・関係機関団体や地域と協働した、包括的な相談支援体制を充実させること。

第２次かほく市地域福祉計画

発　行　日　　平成３０年３月
編集・発行　　かほく市市民部健康福祉課

住　　所：〒929-1195　かほく市宇野気ニ81 番地
電　　話：076-283-7120（直通）
Ｆ　Ａ　Ｘ：076-283-4116
Ｅ-mail　：kenkou@city.kahoku.lg.jp